

## 令和 6 年 6 月天栄村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6 月 1 1 日)

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 議事日程                               | 1   |
| 本日の会議に付した事件                        | 1   |
| 出席議員                               | 1   |
| 欠席議員                               | 1   |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1   |
| 職務のため出席した者の職氏名                     | 2   |
| 開会の宣告                              | 3   |
| 議事日程の報告                            | 3   |
| 会議録署名議員の指名                         | 3   |
| 会期の決定                              | 3   |
| 諸般の報告                              | 4   |
| 例月出納検査の結果                          | 4   |
| 陳情の付託                              | 4   |
| 村長行政報告                             | 4   |
| 一般質問                               | 1 0 |
| 馬 場 吉 信                            | 1 0 |
| 服 部 晃                              | 1 6 |
| 吉 成 邦 市                            | 4 2 |
| 石 塚 喜 吉                            | 5 7 |
| 齋 藤 寿 昭                            | 5 9 |
| 散会の宣告                              | 6 3 |

### 第 2 号 (6 月 1 3 日)

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 議事日程                               | 6 5 |
| 本日の会議に付した事件                        | 6 5 |
| 出席議員                               | 6 5 |
| 欠席議員                               | 6 6 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 6 6 |
| 職務のため出席した者の職氏名                     | 6 6 |
| 開議の宣告                              | 6 7 |

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 議事日程の報告                 | 6 7   |
| 報告第 1 号の上程、説明、質疑        | 6 7   |
| 報告第 2 号の上程、説明、質疑        | 7 3   |
| 議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 7 4   |
| 議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 7 5   |
| 議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 7 7   |
| 議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 7 8   |
| 議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 8 0   |
| 議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 8 1   |
| 議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決  | 9 3   |
| 陳情審査報告                  | 9 5   |
| 各委員会閉会中の継続審査申出          | 9 8   |
| 日程の追加                   | 1 0 0 |
| 発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 0 1 |
| 発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 0 2 |
| 発議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 0 4 |
| 招集者あいさつ                 | 1 0 5 |
| 閉会の宣告                   | 1 0 5 |

6 月 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

# 令和6年6月天栄村議会定例会

## 議事日程（第1号）

令和6年6月11日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（9名）

|      |         |     |         |
|------|---------|-----|---------|
| 1 番  | 齋 藤 寿 昭 | 2 番 | 石 塚 喜 吉 |
| 3 番  | 吉 成 邦 市 | 4 番 | 馬 場 吉 信 |
| 5 番  | 大 浦 トキ子 | 6 番 | 服 部 晃   |
| 7 番  | 小 山 克 彦 | 9 番 | 円 谷 要   |
| 10 番 | 大須賀 溪 仁 |     |         |

### 欠席議員（1名）

8 番 熊 田 喜 八

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                 |         |                        |         |
|-----------------|---------|------------------------|---------|
| 村 長             | 添 田 勝 幸 | 副 村 長                  | 揚 妻 浩 之 |
| 教 育 長           | 長 場 壮 夫 | 参 事 兼<br>総 務 課 長       | 小 山 富美夫 |
| 参 事 兼<br>企画政策課長 | 熊 田 典 子 | 税 務 課 長 兼<br>会 計 管 理 者 | 塚 目 弘 昭 |

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 住 民 課 長   | 星 裕 治   | 健康福祉課長  | 森 和 昭   |
| 産 業 課 長   | 芳 賀 信 弘 | 建 設 課 長 | 櫻 井 幸 治 |
| 湯 本 支 所 長 | 星 淳     | 教 育 課 長 | 関 根 文 則 |
| 生涯学習課長    | 黒 澤 伸 一 |         |         |

---

職務のため出席した者の職氏名

|                 |         |     |         |
|-----------------|---------|-----|---------|
| 参 事 兼<br>議会事務局長 | 北 畠 さつき | 書 記 | 小 山 泰 明 |
| 書 記             | 渡 邊 久 美 |     |         |

---

### ◎開会の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

本日は公私ともにご多忙のところ、令和6年6月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和6年6月天栄村議会定例会は成立いたしました。

8番、熊田喜八議員より、入院加療中のため欠席の届出がありました。

ただいまから令和6年6月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 小 山 克 彦 議員

9番 円 谷 要 議員

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） 本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る6月4日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和6年6月天栄村議会定年会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は6月11日より14日までの4日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（大須賀溪仁） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部晃議員からの報告がありましたとおり、本日より6月14日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月14日までの4日間とすることに決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告につきましては、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎例月出納検査の結果

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎陳情の付託

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は3件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、これらの件につきましては、所管の総務常任委員会に付託しましたので報告いたします。

---

#### ◎村長行政報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和6年6月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。  
村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

本日ここに令和6年6月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告2件、議案7件を提案し、ご審議いただくわけですが、議案の説明に先立ち、3月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、総務関係につきましては、4月17日に本年第2回目の駐在員会議を開催し、これから本格的な梅雨の時期を迎えるに当たり、地区自主防災組織における防災対策、災害時の避難行動や地区防災計画の策定、各行政区の役員による避難訓練の実施などについてご協力をお願いいたしました。

地区防災計画につきましては、近年、激甚化する自然災害に備え、災害時には逃げ遅れゼロを目指し、迅速な避難行動が行われるよう地域の実情に応じた実効性のある住民主体の地区防災計画を全ての行政区において年度内の策定を目指しており、本年度より天栄村地域づくり総合アドバイザーに就任いただいた福島大学特任教授の天野和彦氏を講師として、5月17日には各行政区において地区防災計画の策定を支援する地区担当職員研修会を、6月9日には各行政区の役員を対象とした地域防災研修会を開催し、専門家のアドバイスをいただきながら策定を進めてまいります。

次に、物価高騰対応につきましては、昨年12月以降、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、村民1人当たり1万円の商品券を発行する生活支援商品券発行事業、令和5年度住民税非課税世帯へ7万円、住民税均等割のみ課税世帯へ10万円、それら世帯における子ども1人当たり5万円を給付する物価高騰対応重点支援給付金給付事業を実施し、物価高騰の影響を受けた村民の支援を行ってまいりました。一部の事業を繰越ししておりますが、おおむね完了しております。

本年度におきましては、令和6年度に新たに住民税非課税及び均等割のみ課税となった世帯への10万円とそれらの世帯における子ども1人当たり5万円を給付する物価高騰対応重点支援給付金給付事業を実施いたしました。

また、賃金等の上昇が物価高に追いついていない国民の負担緩和等のための一時的な措置として、令和6年分所得税における納税者本人及びその扶養家族1人当たり3万円、住民税における1万円の定額減税を実施するとともに、減税し切れない納税者については、その分を給付する調整給付を実施いたします。

いずれも令和6年度の住民税の課税内容の確定後、速やかに開始できるよう準備を進めております。

次に、ふるさと納税事業につきましては、多くの皆様の寄附により令和6年3月末現在において寄附総額が1億円を超え、過去最高を更新いたしました。

引き続き、ふるさと納税制度を活用し、地域の優れた特産品を全国にPRするとともに、自主財源の確保に努め、少子高齢化対策や教育、福祉の充実、地場産業の振興など、魅力ある村づくりを進めてまいります。

次に、交流人口の拡大を目的とした村PR事業につきましては、4月20日に道の駅季の里天栄において、4月27日に道の駅羽鳥湖高原において、天栄村PR大使である福島ファイヤーボンズの林翔太郎選手の直筆サイン入りグッズプレゼントキャンペーンを実施いたしました。早朝よりグッズを求める多くのファンが集まり、大変なにぎわいを見せました。

次に、関東天栄ふるさと会事業につきましては、5月8日に役員会が開催され、第44回総会を7月14日に東京グリーンパレスにおいて開催することが決定されました。議員の皆様には、ぜひ足をお運びいただきますようお願いいたします。

次に、天栄保育所移転整備につきましては、5月16日の第4回村議会臨時会において承認をいただきました天栄保育所移転敷地造成工事を年度末の完成に向けて進めてまいります。

次に、子育て支援につきましては、児童福祉法の改正により児童福祉機能と母子保健機能の一体的な相談支援を行う機関として、4月1日から天栄村子育て世代包括支援センターが天栄村こども家庭センターへ変わりました。妊娠・出産・子育て期における総合窓口として、相談支援体制の充実・強化を図り、安心して子育てができるよう支援を進めてまいります。

また、村の宝である子どもたちの健やかな成長を願い、3月27日に子宝祝金を第1子2組、第2子4組、第3子1組のご家庭に贈呈いたしました。

次に、健康づくり事業につきましては、6月5日に乳がん、子宮がん検診を実施いたしました。6月21日からは住民総合健診を実施することとしており、がんや糖尿病などの生活習慣病の早期発見、早期治療につなげ、日々の健康管理の一環として多くの方に健診を受けていただけるよう受診勧奨を行っております。

次に、マイナンバーカードにつきましては、5月5日現在の交付率は83.3%となっております。マイナンバーカードの周知や交付申請をサポートしながら普及に努めてまいります。

次に、税務関係につきましては、4月23日に大里小学校の6年生を対象に租税教室を開催し、税に対する正しい知識と税の使われ方などの普及啓蒙に努めました。

収税業務につきましては、村税等特別滞納整理対策本部を設置し、4月から5月末の出納閉鎖期間にかけて全職員体制で滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等による滞納整理の推進に努めました。高額滞納者や悪質な滞納者に対しては、資産の差押え等の滞納処分を実施し、引き続き滞納額の圧縮に努めてまいります。

次に、国土調査につきましては、昨年度より実施している大里第30地区の安養寺ほか7字

の地積測量と所有者による閲覧を行っているところであり、現在、新規地区の湯本第31地区の居平ほか6字の一筆地調査の実施に向けた準備を進めております。

次に、農業関係につきましては、県から示された令和6年産主食用米の生産数量目標の達成に向け、JAと連携して5月にヒアリングを実施し、飼料用米を中心とした非主食用米の取組や経営所得安定対策への加入を推進し、米価維持と農業経営の安定を図っております。

次に、農林産物PR事業につきましては、4月20日、21日に環境省、文部科学省、農林水産省などが後援する東京都渋谷区立宮下公園で開催された地球環境を考えるイベント「アースデイ東京」において、本村の農業の取組や村特産品のPRを行いました。

次に、てんえいふるさと公園整備事業につきましては、繰越事業である空調設備増設工事を進めており、今月中旬よりトイレ及び下屋の空調設備が使用可能となる見込みとなっております。風除室設備工事は、建築確認に係る協議を進めており、許可が下り次第、工事を進め、早期完成を目指してまいります。

道の駅季の里天栄は、昨年5月27日のリニューアルオープンから1周年を迎え、5月25日、26日に1周年記念イベントが開催され、多くの方でにぎわいを見せておりました。てんえいふるさと公園、道の駅季の里天栄が多くの方にお越しいただき、喜んでいただける施設となるよう、引き続き整備に取り組んでまいります。

次に、商工環境関係につきましては、5月7日に村観光協会による泊まってエールキャンペーンが開始となりました。本村に訪れる観光客数の拡大とエネルギー価格高騰の影響により依然として厳しい状況にある観光事業への支援に努めております。

5月8日、9日、教育旅行の誘致として、天栄村ふるさと夢学校と村が主体となり、JA夢みなみ、地元農家等の協力の下、仙台市の中学校生徒126名の教育旅行受入れを行い、村内ペンションに分宿し、農業などの体験学習を行いました。今後も教育旅行の誘致に努め、旅行での体験を通し、本村の魅力を発信してまいります。

繰越事業であるハイテク大山工業団地進入路整備事業につきましては、進出企業の新工場敷地造成が6月中旬から進められる予定であることから、4月に工事を着手いたしました。

次に、緊急自然災害防止対策事業につきましては、道路施設の予防保全を図るため、児渡滝田線ほか2路線の舗装打ち換え工事を4月に着手いたしました。

次に、繰越事業である用排水路整備事業の糯田地区用排水路改修工事につきましては、5月に完了いたしました。

次に、上水道事業につきましては、石綿セメント管更新事業として、飯豊地区及び高林地区の配水管布設替え工事の実施に向け、測量設計業務委託を4月に着手いたしました。

次に、学校教育関係につきましては、4月8日に令和6年度入学式を開催し、広戸、大里、牧本の各小学校に計27名、天栄中学校に43名の新1年生が入学いたしました。また、4月10

日には幼稚園入園式を開催し、天栄幼稚園に17名、湯本幼稚園に1名の新入園児が入園いたしました。

次に、4月18日に村教育方針説明会を各学校の全教職員参加の下、開催し、「村はひとつ 学校はひとつ 願いはひとつ 地域コミュニティを核とした天栄だからできる少人数教育」を基本理念とした学校、家庭、地域が連携した取組を推進する重点施策について説明を行い、教育行政の目標について共通理解を図りました。

5月8日には、つなぐ教育推進会議を開催し、村の子どもたちの夢や希望の実現のために、幼・小・中、12年間の教育を連続的・有機的に実施することで、それらの関連性を深めていくことを目的とすることへの共通理解を深めました。今後は学校と学校をつなぐ、学校と家庭・地域をつなぐ、子どもと子どもをつなぐ、この3つの構想を基に幼・小・中の全7校園が一丸となり本事業に取り組んでまいります。

天栄中学校では、総合的な学習の時間を利用し、年間を通じてふるさとである天栄村を探究的に学ぶ「ふるさと・夢プロジェクト」が3年目を迎えました。村の財産である「人・もの・こと」を活用しながら自己の生き方を考え、夢の実現につなぐため、天栄ならではの学習を進めるもので、4月23日の第1回目は、天栄中学校において村長の特別授業として、私自らが村の魅力と行政の取組などについて話す機会をいただき、私の思いを中学生に伝えさせていただきました。また、中学生が考える村の課題や思い描く将来像についても意見交換をすることができ、大変貴重な時間となりました。

次に、子どもたちの活躍につきましては、5月11日に広戸、大里、牧本の各小学校で運動会が開催されました。子どもたちは練習を重ね、その成果を存分に発揮し、保護者や地域の方々へ披露することができました。

5月15日、16日に、県中地区陸上競技大会が開催され、天栄中学校において男子、女子ともに1年1,500メートルと女子2、3年1,500メートルにおいて県大会出場権を獲得したほか、6月4日、5日の岩瀬支部中体連総合大会では、サッカー、バドミントン女子個人シングルスとダブルスともに県中大会出場とすばらしい成績を収めております。

次に、生涯学習関係につきましては、放課後子ども教室において大里小学校で44名、牧本小学校で45名の計89名、放課後児童クラブにおいて広戸小学校で60名の児童が放課後の安全な居場所として活用しております。自主学習や運動などの様々な活動を行う中で、子ども同士、学年を超えた交流を図れるばかりでなく、安全管理員や活動指導員など、地域の方と触れ合うことで、学校だけでは学ぶことのできないふるさと教育の実践も図られております。今後とも子どもたちの安全に配慮しながら、事業を実施してまいります。

本年度で8年目となる地域学校協働活動事業につきましては、地域と学校の連携、協働を推進することを目指し、コミュニティスクールの充実を図ることとしており、この事業の一

環として学校と地域での農業体験や大人や子どもなど、年代ごとの英会話教室を今年度も開始いたしました。

てんえい村民教室として、高齢者を対象とした寿大学や幅広い年齢を対象にした各種講座や教室も順次開講しており、村民の生涯学習機会の拡充と推進に努めております。

3月31日には、第5回天栄村演芸発表会を生涯学習センターにおいて開催いたしました。当日は天栄山黄金太鼓保存会による勇壮な太鼓の演奏に始まり、村内で活動する個人や団体による踊りや民謡、カラオケ、ダンスなど、10団体による40の演目が披露され、来場者からは大きな拍手が送られていました。

5月25日から26日にかけて福島県郡山自然の家において、村内小学4年生から6年生を対象としたアウトドアチャレンジ事業を開催いたしました。この事業は、現代に生きる子どもたちがアウトドア体験を通じて生き抜く力やたくましさを身につけることを目的として行われ、参加した10名の児童は、野外炊飯やマッチによる火起こし等に悪戦苦闘しながらも一人一人が生き生きとプログラムをこなしていました。

5月31日から6月1日には、生涯学習センターにおいて、第54回さつき・山野草展を開催いたしました。会場には村盆栽愛好会の会員の皆さんが丹精を込めた作品が39点展示され、来場者を楽しませていました。

次に、湯本地区におきましては、5月12日に湯本小学校において湯本地区合同大運動会が開催されました。湯本幼稚園、湯本小学校の子どもたちや地域の皆様、首都圏の大学生なども参加され、世代を超えた交流やつながりが図られました。

また、湯本公民館講座として、高齢者の心身の健康増進と楽しく充実した生活を送るための湯本いきいきまなび大学、高齢者の憩いの場となっているつるし飾り教室、健康維持や体力向上を図るヨガ教室や各種スポーツ教室などを実施しております。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告2件、議案7件の概要についてご説明申し上げます。

報告第1号 令和5年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告及び報告第2号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計繰越明許費繰越しの報告につきましては、いずれも繰越額が確定いたしましたので、報告するものであります。

議案第1号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、適用期限について所要の改正を行うものであります。

議案第2号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業におけ

る保育士の配置基準について所要の改正を行うものであります。

議案第3号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定及び議案第4号 天栄村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第5号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、入居の資格要件について所要の改正を行うものであります。

議案第6号 令和6年度天栄村一般会計補正予算につきましては、小規模住宅団地造成事業、自治体システム標準化事業の増などにより、歳入歳出それぞれ1億1,410万円を追加し、予算総額を49億6,640万円とするものであります。

議案第7号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において550万円を資本的収入及び支出において300万円をそれぞれ追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年6月11日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（大須賀溪仁） これで村長の行政報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は5名であります。質問は、最初に4番、馬場議員、次に6番、服部議員、続いて3番、吉成議員、2番、石塚議員、1番、齋藤議員の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が发出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

---

### ◇ 馬 場 吉 信

○議長（大須賀溪仁） 初めに、4番、馬場議員の一般質問の発言を許します。

4 番、馬場議員。

〔4 番 馬場吉信 質問席登壇〕

○4 番（馬場吉信） 通告どおり質問を始めます。よろしくお願いいたします。

1、村、まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

平成28年3月に策定した村の人口ビジョンでは、2060年の戦略人口3,300人程度という規模を目指すことを掲げ、その対策として天栄村まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、様々な事業を展開してきたと思いますが、その後、10年が経過することに当たり、これの戦略に対する人口ビジョンへの効果等について伺います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村では、人口減少に伴う地域課題に対応するため、天栄村人口ビジョン及び天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、2060年において戦略人口3,300人程度の人口規模を目指すことを掲げ、様々な施策を展開してまいりました。

令和2年3月に策定した第2期天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略では、安定した雇用の確保と地域産業力の強化、天栄村への新しい人の流れの創出、結婚・出産・子育て等サポート体制の充実、暮らしやすい生活環境の形成など、4つの基本目標に基づき、新たな企業誘致、地域産業の活性化、U I J ターンの促進や子育て支援の充実を図ってまいりました。

その結果、現在の村の人口は、人口ビジョンによる戦略人口と同程度の人口減少にとどまっている状況にあります。引き続き、若い世代の定着を図るため、地域の活性化や各種支援体制の充実を図るとともに、今後は人口減少社会を見据え、デジタルの力を活用した地域課題の解決や魅力の向上を図り、住民誰もが暮らしやすい村づくりを進めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 4 番、馬場議員。

○4 番（馬場吉信） 了解しました。

10年前、国が地方創生の名の下、地方の急激な人口減少を少しでも緩やかにしようとそれぞれの自治体が計画を立てることを提唱したものが人口ビジョンで、推計ですね、まち・ひと・しごと総合戦略であります。

村長の答弁を伺う限り、急激に下がっているわけではないということで少しは安心をしましたが、新聞等で本村も消滅可能性自治体に含まれており、人口減少問題は緊急な課題として取り組むべき問題だと実は思っております。行政だけではなく私たち議員もそれに、そして村民もこれからの村、地域ですが、それを地域づくりを考え一緒に行動していかななくてはならないというふうに私は思います。

第2期総合戦略、効果はあったように思いますが、総合戦略では4つの基本目標を掲げて

おります。様々な施策取り組んできたと思いますが、その中での取組内容、あるいは成果などを伺いたく思います。

まず、人口増を図るに当たって、関係人口、交流人口の創出が重要であると考えております。基本目標2、まち・しごと総合戦略、これですね、これの基本目標、関係人口の創出、こういうふうにあります。具体的などのような取組を行ってきたのか、また、現在の達成率、これについて教えていただきたいと、説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

関係人口創出のための事業ですが、事業取組回数を評価指数に定めまして、関係人口創出に努めてまいりました。主な取組内容といたしましては、天栄ファンクラブ制度の運営、それから県と共同で実施しましたオンラインでの交流事業の開催、また、村のカレンダーを作成いたしまして村外の方々へ村のPRを行ったり、あとSNS等で情報発信などを行ってまいりました。

達成率につきましては、年4回、関係人口創出の事業に取り組むということを目標に掲げておりますので、毎年4回以上の何らかの事業を実施しているということで、達成率については100%になっております。

関係人口の人数を把握するのはなかなか難しいんですけれども、天栄ファンクラブの登録者数だけで申しますと、制度開始時は19名ほどしかいませんでしたが、今現在、直近で334名ほどになっております。そういった方々に天栄村を応援していただいている状況にあります。

そういったことも含めまして、昨年度は、ふるさと納税の寄附額が1億を超えたということもファンクラブの方で毎年寄附をされている方もいらっしゃいますので、今までの取組が少しずつ効果が出てきているのかなというふうに認識しております。

なお、今後も関係人口創出事業に引き続き努めていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 了解しました。

関係人口は増えているということですが、交流人口についてはどうなのでしょう。分かる範囲で数値的につかんでいるものがあれば教えていただきたいと思います。

また、基本目標2で掲げております観光と交流の促進と、施策は交流人口の創出に欠かせないと思っておりますが、どのような取組を今までしてきたのか、内容及び達成率などの説明をお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えをいたします。

観光入り込み客、交流人口についてでございますが、目標といたしましては、令和6年度に48万人ということで目標を掲げてございます。当初目標をつくったときには43万8,000人ということで平成30年数値として持っておりまして、実績といたしますと令和5年度につきましては46万8,000人ということで、達成率は123.2%となっております。

しかしながら、目標としました数字は達成しているものの、宿泊関係につきましてはまだまだ厳しい状況となっておりますので、そういったところを今後力を入れていきたいと思っております。

取り組んできた事業といたしますと、県で主催する様々なPRイベントに参加したり、村独自には泊まってエールキャンペーン、そういったものを開催しまして宿泊の誘客を図ったり、そのほかサポーター制度というところでサポーターになっていただきまして、そういったところでPRを図ると、そういったことで力を入れてきております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 了解しました。

人口が減っていく中、入り込み数を増やしていくのは非常に大変だと思います。交流人口の創出が村にとって重要であることをやっぱり村民にも周知しながら、高い目標を持ってこれから進めていくべきだと、そのように思っているところでございます。

関係する各課の答弁をいただく限り、聞く限り、当初計画の推移に達していると、つまり重要業績評価指数、KPIと申しますが、満足する値であることになります。第2期目、5年前、自前で計画を立て経過観察も含め、実践で目標に近づけたこと、また、予想もしなかったコロナ禍の中においても、この数値は評価に値するもの、そのように思っております。綿密な計画に成果ありと、改めて執行部、また関係部署に敬意を表し、感謝を申し上げます。

関係人口、交流人口創出は、地方創生のキーワードでもあります。事業の基本理念の下、みんなでやっぱり取り組み、次の世代に継承していくことが最も大事だと思っております。関係する担当課の皆様、引き続きよろしくお願いをいたします。

さて、第2期の計画は今年度までとなっておりますが、次期年度に関しまして、どのような政策でいくのか、あるいは考えなのかを公表できる範囲で結構ですのでお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

現在のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、今年度をもって終了ということで、来年度からの次期戦略につきましては、まず住民の方々の意見を反映させるため、住民アンケート調査を行いたいと考えております。

それから、今やっております第2期の取組、そういったものの評価、分析などを行いまして、順調に進んでいるものにつきましてはより一層の高い目標を定め、順調でなかったものについては改善策などを検討して、計画のほうに盛り込んでいきたいと思っております。

また、人口の現状及び将来の見直しに関する最新の統計を必要とするため、今回は10年ぶりに人口ビジョンの改定を同時にしたいと考えております。最新の情報の下、国の示している4つの取組、基本目標について様々な村でできる施策、それから戦略を計画していく予定で現在進めております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 国が今、お話いただきましたけれども、4つの取組示していることという答弁でしたが、その4つの取組について説明をお願いできればと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

国で示している4つの取組とは、基本的には第2期の戦略の基本目標とはあまり変わりませんが、1つ目に地方に仕事をつくる、2つ目に人の流れをつくる、3つ目が結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4つ目が魅力的な地域をつくる、こちら以上4つについて次期計画において国で策定しましたデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、村でもデジタルの力を活用して国・県と連携して地方創生に取り組んでいく予定で現在進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 了解しました。

天栄村はご承知のとおり資源も多いため、ないものではなくて今現在あるもの、それに目を向けて可能性、ポテンシャルを伸ばしていただきたいと、そういうふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、村長にお聞きします。次期総合戦略を策定するに当たり、村民やあるいは有識者の方々に意見を聞きながら策定するというふうに思いますが、村長の考えとして特に重点的に進めたいと、そういうふうな施策は何かあるかお聞かせをいただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

議員おっしゃっているように、村の危機的な部分、喫緊の課題というのがやっぱり少子高齢化、人口減少でございます。この少子化、この対策を進めるべく役場庁内にもプロジェクトチームをつくって、1人でも多く子どもをもうけていきましょう、村の将来を担う人材育成に努めなくちゃならないと、これも様々な施策を考えて、そして皆さんからご意見を聞いたうえで、経済的な支援というようなことで、今年度から議会議員の皆様方にご理解をいただきまして給食費の無償化、そして通学バスの定期の全額補助、そしてどうしても生活、経済的に厳しい家庭の進学を行えるような、そういう助成制度も設けました。

そういったところで、また保育所も一昨年から完全無償化を図ったり、1人でも2人でも子どもがもうけられるような施策、そしてまた流出を止める、その施策も行っていました。

今年度、これから今回の議会に提案をいたします、ごく小規模の住宅地の造成を行います。今後は今回は5区画になるんですが、移住定住、関係人口、これをこれまで進めてまいりまして、天栄村に魅力があって来たい、住みたいといってもなかなか住むところがない、空き家の活用というようなことも進めてきましたがなかなかマッチしないところもありまして、それであれば村で造成をしてなるべく近隣の便利のいい市町村よりは低価格で販売をして若者に移住していただくような、その施策を進めていくというような取組も進めてまいります。

また、これまでも稼げる村づくりをするんですよと、役場が稼ぐんじゃないですよと、ふるさと納税は別ですよと、村の基幹産業である農業、観光、そして地場産業である商工業、この活性化を図ることによって、次につながる、次の世代につないでいく、そこでよくなってくれば社員も雇える、造り酒屋さん、農家でもいい経営している、息子さんが後を継ぐ、お孫さんが後を継ぐ、建設業もしかり後を継いでくれているところもありますので、こういったところの支援策もしっかり行っていく、当然、村内の事業所、企業がよくなってくれば税収として村に関わってきますので、そういったものを活用しながら、また村の福祉の充実に向けた子育て支援、高齢者対策にも使えるというような好循環を目指した取組も行っております。

また、この天栄村のすばらしい資源、もともとある食、人、施設、自然がありますので、この魅力をさらに情報を発信しながら、インバウンド等もございますので、そういったところで人の呼び込み、にぎわいの創出に努めていく。昨年、道の駅季の里天栄リニューアルをさせていただいて、多くの方々に利用させていただいて、これまで納めていた農業者、あとは納入者がこれまでの倍になった、3倍になったというようなことで活性化が起きてきている、そこに人のにぎわいも出てきておりますので、そういった取組、様々なイベントを通じて天栄村の魅力を発信しながら呼び込んでいくというような取組もしていかなきゃなりません。

それと、この避けて通れない高齢化の対策でございます。住み慣れた地域で生き生きと元気に暮らせる村づくりというようなことで、高齢者が生きがいを持って暮らせる村づくりを、しっかりここは努めていく、これまでも介護予防の事業というようなことで、湯ったりミニデイがあったり、今はできなくなってしまったんですが水中ウォークとか、それが今、ノルディックでウォーキングに行ったりとか、様々な皆さんが健康にも配慮しながら健康寿命を延ばす、そういう取組もしながら、皆様が生き生きと暮らせる、未来に続く元気で豊かな村づくりということも私も選挙公約に掲げて、これまでどおり子どもたちが夢を、若者が希望を、高齢者が生きがいを、それを基本姿勢にさらに取り組んでいく所存でございます。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 第3期の天栄村デジタル田園都市国家構想総合戦略、このような名称に落ち着くかと思えますけれども、計画策定に向け、天栄村の人、あるいは風土、それと産品、ヤーコン、長ネギ、それと天栄米、そのようなもの、地域資源、それをうまく活用していくが最も重要であるというふうに思います。

地域の資源に磨きをかけ、幸せをやっぱ実感できると、そしてまた住んでよかったと思えるような村づくりイコール計画策定、これを切に願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員の一般質問は以上で終了します。

ここで暫時休議します。

11時10分まで休議します。

（午前10時53分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時10分）

---

## ◇ 服 部 晃

○議長（大須賀溪仁） 次に、6番、服部議員の一般質問の発言を許します。

6番、服部議員。

〔6番 服部 晃 質問席登壇〕

○6番（服部 晃） 通告どおり、一般質問を3点ほどお伺いいたします。

まず、1点目、消防車両の整備及び待遇改善について。

消防車両の整備及び団員の待遇改善について、以下の点について伺いたい。

①3分団第1班、第2班の小型ポンプ自動車ポンプの20年の更新時期が来ていると思いますが、いつ更新するのか。②令和5年4月から班長団員の報酬が上がりましたが、本部役員

の報酬については上げる予定はあるのか。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

1点目の消防車両の整備につきましては、今年で3分団第1班の車両が購入後26年目、第2班の車両が27年目を迎えます。第2班の車両から順次更新を検討しており、現在も村消防団本部役員と協議を進めているところであり、引き続き協議を重ねながら団員が運用しやすい車両の更新を進めてまいりたいと考えております。

2点目の待遇改善につきましては、消防庁長官より発出された非常勤消防団員の報酬等の基準に伴い、令和5年4月より副班長及び団員の年額報酬の額を標準額である3万6,500円に見直しをいたしました。

また、本部役員の年額報酬の額につきましては、同基準により業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡の取れた額となるように定めるとされているため、平成17年4月に改定してから現在までその額は変更しておりません。今後、村消防団本部役員と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ3分団の1班って丸山なんですけれども、その団員はいるんですね。というのは、もうあまり人数が、団員数がいなければ軽車両でもいいのかなと私は思っているんですが、例えば今坂班が小型自動車ポンプある、そして中屋敷と太多郎の分は軽車両でもいい、団員数が少なくなっているから軽車両でもいいんじゃないかなと私は思っているんですけれども、また、広戸分団ですか、広戸4分団なんですけれども、小川に小型ポンプがある、あと高林と沖内は団員数が少ないから軽車両にしていくのも必要なかなと思うんですけれども、あと3分団1班、1班の自動車ポンプは、話聞きますと団員数が少なくなったから小型ポンプでお願いしますという話は聞いたんですよね。

その小型ポンプでも中型車両になると中型免許を取らなくちゃいけないんですよ、これ。それが中型車両の免許を取るのには10万円かかるそうなんですよね。消防団に入ったから、その10万円を自分で出して取る人はいないと思うんですよ。私はそれやっぱり自治体が出して全額補助してやらないと、消防団なんか入っていく人いないと思うんですよ。

わざわざ3万6,000円ぐらいの報酬もらって10万円で免許取って、そのまま普通、何でもなければ社会でいえばそのまま乗っていられますから、やっぱり消防自動車運転するためにわざわざ10万円かけて免許取りますか。これはやっぱり補助は全額出してもらって免許を取らせるというのが必要なんですよ。

ただ、私が思うのには、今、全部で消防自動車と可搬の車両で中型免許がなければ駄目な

台数って何台あるんですかね。ちょっとお聞きします。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

普通免許では乗れない消防自動車でございますが、まず村内には22台のポンプ車及び可搬の車がございます。まず、ポンプ車のほう4台でございますが、こちらは全て準中型でないと乗れませんので普通免許では今は乗れません。また、18台の可搬の車でございますが、こちらにつきましては4台が準中型車でございまして、そのほか14台が普通車で普通免許で乗れるという形でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 4台ということは、自動車ポンプ4台、小型ポンプ4台分ですよ。それ25歳以下だと思うんですよ。多分、免許を取らなくちゃいけない、それは免許証変わってから、だから中型免許取るのにそんなには新入団員、それ該当する人間は何人いるんですかね、総団員は分かれますか。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

（午前11時16分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時17分）

---

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

お時間をいただきまして、ありがとうございました。

今現在におきまして、普通免許でこの準中型の車は乗れないという団員は7名でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ村長、かかるの7名ぐらいですから、その10万円かかったって消防団員がだんだん入団する人が少なくなるんじゃないですか、これ免許取らないと運転できなくて話にならないでしょう。今現在7名分だから、70万ぐらい出してやって、消防、まさか緊急時のときすぐ出られるようにしないと、もう半分は免許持っているけれども半分は運転しちゃ駄目なんていうことはおかしい話でしょう。これ消防団員、消防団員に入ったから中型免許取らなくちゃいけないんだ、自分で金出せなんて、出して消防団に入る人はいない

でしょう、年間3万6,000円しかもらえないんですよ。だから、その辺をよく考えてください。村長、答弁をお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおりでございまして、今、団員も普通免許においてもオートマ限定という団員もいまして、消防車両もオートマのものも購入したりというようなことで普通免許でも運転できるものとしていますが、今ほど総務課長から答弁あったように7名の方というようなことなものですから、緊急時、消防団が車出せないというようなことがあってはなりませんので、本部役員と協議をしまして前向きにここは検討しながら、どういう形がいいのか、そこは踏まえていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これは本当によく考えてもらえないと、消防団員に入る人もいないですよ。わざわざ運転するからって免許取って10万もかけて3万6,000円しか報酬ないのに、誰もそんなのやる人いないでしょう。

だから、やっぱりそれ全額、役場を出してやって、補助してやってやるのが俺は筋だと思うんですけども、まだあれですね、可搬のポンプなんですけれども、ハイエースの可搬のポンプだと、ハイエース型のあれだと普通免許で乗られるらしいんですよ。だから、だんだんそういうのにだんだん変えていったほうがいいと思うんですよ。

あれも今、オートマなんですかね、みんな、オートマもあれもあるんですかね。消防車両、総務課長、分かりますか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

ただいまご質問のあったハイエースの車両に関しましても、近辺においては車両、その車両はございます。ただ、そちらの部分はオートマの車両だというふうに聞いております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） だから、3分団の丸山班ですか、その更新するのにもやっぱりその一番最初にそうやって免許も普通免許で乗れる、あと車両はその分まで可搬の役目をするんだから、あれ何人乗りだか、あれ5人、6人……5人乗りですか、あれ。

また須賀川で発注したみたいなんですけれども、それでオートマならばオートマ限定でも乗れるし、それが一番いい方法だと思うんですけども、その丸山班のポンプは導入するんだか、あと3分の2を更新するのに本部役員と相談するというのですけれども、3分の2の

班からは可搬にしてくれという要望があるみたいなんですけれども、その辺はどうなんですか、いつ更新するつもりですかね。26年もたっているのですよ、もう。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

ただいま議員ご指摘のように、3分団1班の車両は26年、2分団の車は27年ということでございます。車両的には結構年数はたっているというところでございますが、私ども今、定期的な検査、車検とか、あとは定期的な車の点検、あとはポンプの車両等もございまして、できるだけ長くということで今、整備等はきちんとやっているつもりでございます。

現在におきましても、特段の大きな故障等はないというのは承知しておりますので、まだそのこれから先にその更新というのは今の時点では未定でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ村全体で車両に異常があるなんていうことはないんですかね。それやっぱりみんな26年、7年たっても、キロ数は1万走るか走らないかと思うんですけれども、そういう問題ではなくて、27年もたてば車両自体、エンジン自体はどうなんですかね。まともに走られるんですか。もう30年、20年、27年もなっているのだけれども、だから段階的にどんどん古くなっていくんだから、その段階的、計画的に車両を交換することはどうなんですかね。

いや、ポンプさえ壊れていなければ大丈夫なんですけれども、車両は乗れば大丈夫なんでしょうけれども、だからポンプ自体が一番緊急時のときに水が出ないというのが一番まずいでしょう、これ。だから、そのポンプの点検とか、何かは一緒に車両と一緒に点検はしているんですかね。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

ただいまのポンプのお話でございますが、ポンプのほうは各団のほうで定期的に点検等をしております。また、今年から5年ぶりにポンプ操法大会がございまして、各班とも操法の訓練を実施しているところでございます。

その中で、今は水をはじいて実施を実際しているものですから、その中でちょっと不備があったというところであれば、私どもすぐそちらのほうからご連絡いただきまして、その調整はしておりますので、今現在、大きな故障があったというところは今は聞いてないのでちょっと古い形にはなりますが、ポンプは順調に動いているのかなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） もう本当に26年も27年もたっているのだから、もう普通20年でみんな更新してきたでしょう、ずっと。もう財源不足だからといってあまりそういうのもよくないと思う、順番的に何年は何台、何台とやっていかないと予定を決めてやっていかないと大変なことになると思うんですよ。

私もさっき言ったような軽車両も団員の少ないところは軽車両でもいいと思うんですよ。すると値段もそんなに大きくなりませんし、それで十分だと思うんですけども、やっぱりそういう団員数の確保できないところは軽車両のポンプでもいいと思うんですよ。だから、そういうふうに見直しながら、本部役員と話しながらやってもらいたいと思います。

まだ、あともう一つ、ヘッドライト、そのヘルメットにライトつけますよね。ヘルメットにゴムでやって、あれは本部役員だけ持っているというんですけども、あれを今、団員の何人分だけ用意してあるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

ただいまご質問の消防団が夜間に活動するためにヘルメット等にくっつけるヘッドライト、このことの部分だと思いますが、今、議員おっしゃったとおり、本部役員のほうには支給をしております。

各分団、4分団ございますが、4分団におきましては、各分団のほうでそろえているところ、そろえていないところ、まちまちでございます。正確な数字、全部支給しているかというのは正確な数字は分かりませんが、1分団、4分団に関しましては、全団員に配付をしているというふうに伺っております。

また、2分団に関しましては、各班3個ずつ配付しているというふうには伺っております。全ての団員にはまだ整ってはいないということは本部のほうとしても承知をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） じゃ、それは個人で買ったということですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

個人で買ったということではなくて、分団に活動費ということで各分団に補助を村のほうでしているわけでございますが、その中で購入したということで聞いているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） それは分団で配付したとか何かだけで、全部、あれは何万もするんですか、そのヘッドライトって、そんなの大体役場でそろえてやるのが当たり前、夜間、もしかして火災で行ってU字溝に入って骨折っただの何でしたらどうするんですか、それ。

だから、ヘッドにあればどこでも見えるんだから、それが危険性を伴う夜間なんか余計そうでしょう。それを何で分団費で買わせたり何だり、何でそれで役場で面倒見ないんですか、総務課長、それおかしいと思いません。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどおっしゃったように、やはり夜間の活動に関しましては、そういったライトが必要だというのは承知しております。今、議員のご指摘いただいた部分で、今まではそのヘッドライトは購入等を支給していなかったと、その間の中で各分団のほうがそれぞれそういった必要のということで装備をしたということで認識をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） それ値段は幾らなんですか、それ。1 万も8,000円もするんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 失礼いたしました。

ネット等で見ますと2,000円から5,000円、通常のものでそのくらいのお値段ということとはあります。よく光るライトはもっと高いとは思いますが、通常のもので2,000円から5,000円くらいというふうに見ているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） それ170、今170人にやったって34万ですよ。これ何で個人に買わせて分団費で使って買えなんていう話になってくるんです。私、団長なら怒りますよ、はっきり言って。みんな今、団長は優しいからあれなんだけれども、消防団ためにやるんだから、私が団長だったら当然怒りますよ、何ふざけてんだと言いますよ。

これやっぱり今の団長は優しいから団長にも話しておきます。それちゃんと装備してもらえよという話、それけがをしないためにですから、夜間はヘッドライトすると作業もしやすいんですから、手早くやるのにそれは村は買うように考えてくださいよ。村長、どうしますか、これ。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

分団費で活用したというのは、このコロナ禍がありまして、なかなかその分団費の活用がうまくできないというお話も聞いていたので、その中でいい方法だというようなことで多分皆さんそろえてきたというようなことで私も聞いていますので、そういう村の公費でございますので、そういう活用をしていただくのは大いに結構でございますし、また、議員がおっしゃるように、この夜間、どうしても作業が出てくると、危険性が伴うというような部分であれば、それも考えていかなくちゃならないことでもありますし、私も議員も団長やって私も消防団、分団長まで経験はしておりますので、そういったところについては分団費で賄ったところ、またじゃこれは個人だと、そうならないような形で本部役員とそこはやっぱり協議をしながら進めていきたいと思っていますし、今も団員の皆さん、集まっていろいろその分団費をうまく活用できないでいる、また戻したりしていると、そういうものを逆に有効活用していただく方法もあるのかと思いますので、本部役員とそちらについては協議をしてまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） そうすると、団員は365日24時間体制で災害に備えてやるんですから、団員がけがをしないように、いろんなものをやっぱり整備してこれが欲しいと言ったらばすぐ整備してやるのが役場職員だと思いますよ。年間3万6,000円ぐらいで一生懸命やっているんですよ。また、今、操法訓練、一生懸命やっていますけれども、あの基本操作だといってやっているんだけど、朝5時頃出ていって、起こされて、本当は寝ていたほうがいいですよ。それほど一生懸命、消防車両いじる基本を覚えるのに今やっているんですけども、そういうのを考えればいろんな整備とかしてくださいよ。よろしくお願いします。

それでは、1番につきましては終わりますけれども、②番、本部役員の報酬、これ団員は去年の4月ですか、出動手当も何も上がったんですけれども、その出動手当、どういうふうにやったんだか、去年、私もちょっと変わったのあまり記憶になくて、今どういうふうに変わったんだか、出動手当は今は1,600円だったんですよ。それがどういうふうに変わったか、報告願います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

消防団の出動手当でございますが、今おっしゃったように前は一律でございましたが、今現在におきましては、災害等に関しましては時間で金額が決まっております。細かく言いますと、出動時間が2時間未満の場合ですと2,000円、2時間以上4時間の場合ですと4,000円、4時間以上7時間の場合ですと6,000円、7時間以上ですと8,000円という形での区切りをし

ております。

また、訓練等に関しましては、1回当たり2,000円の出動手当を支給するというふうに条例を改正しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 本当にこれ随分変わってよかったですね。1日何ぼやっても1,600円で会社休んで行って、これもらえなきゃ話にならないですものね。いや、これ本当にこれだけ変えてもらったというのはありがたいことだと思います。

それで、訓練で今、2,000円と言いましたっけ。訓練ってどういう訓練なんですか。その操法訓練、毎朝やっているのももらえるんですか。

答弁してください。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

ただいまおっしゃったように、今、消防団の操法訓練、または規律訓練、そういった部分に関しましては、1回当たり2,000円ということで支給を予定しているところでございます。この条例に沿いまして、各団員のほうに支給する予定でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部晃議員。

○6番（服部 晃） 本当に今、こう聞くとやっぱり消防団員も幸せになったなと思います。

私のときは操法訓練、何しようが朝練習して、夕方練習して、何ももらえないんですからね。いや、本当にこれ幸せになったと思いますよ。もう消防団員もやりがいが出てくると思いますよ。あと、捜索だと1日行ったって、1,600円ばかりもらってね、会社は休むは、給料は減らされるわ、1,600円ばかりもらっては話にならないですよ、今はこうやってもらえるからまだいいでしょうけれども、また本部役員の、話変わりますけれども、本部役員の報酬、あれは18年前、平成の大合併のとき財源が不足するからといって前村長が5%カットされたのですよ。

そのまま18年来ているのですよ。皆さんの給料は上がっているかもしれない。私、消防団員の報酬は上げろとは言わないですよ、戻せと言っているんですよ。5%まで戻してもらえば5%から今まで上がってなかったら、7%にしますというなら話分かりますけれども、5%上げる、上げろではなくて戻せという話なんですよ。その辺は村長、どう考えていますか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 答えいたします。

先ほども申し上げましたように、私も平成17年のときには本部役員、分団長で、議長が副分団長でいらして、私はさほど減額になったとき、それほど下がったとも何とも、その当時はですよ、思ってもいなかったし、当時でいた方々に聞いてもさほど気にはならなかった状況が続いておりました。

しかしながら、今、議員がおっしゃるようにサラリーマンの本部役員が今増えてきたので、そういうことも考えられるのかなと今、私も今ご指摘を受けた中でそのように思いましたし、今後は皆さんがやっぱり活動しやすいこと、そういったところも踏まえながら団長以下、本部役員の皆さんとそちらについては協議をして、どういう形がいいのか検討はしていきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私は上げろとは言っていないの、元に戻せという話、18年前に戻せと言っているだけなんだ。すぐ簡単にじゃそのように補正組みますと言えいいんじゃないですか。それが今の安い報酬で普通だと思っているんですか。前に18年前に戻せというだけです。もう1回、お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

その熱い気持ちはよく私も分かります。ただ、その当時、村がやっぱり合併しないという中で一律全部を落としたんですね、5%。だから、村長の報酬、副村長、議会も議員もやっぱり同じですよ。そのほかの団体も全部落としました。

そういうこともやっぱり加味していかなくちゃならない、片方上げた、じゃどうなんだと、消防、確かに危険性が伴うものでありますので、その辺も踏まえながら、そこはちょっと判断をさせていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それは団長の報酬だって1万1,750円ですよ、戻したって、だからそんなに財源に響くような感じではないから、さっさともう消防団は一生懸命やっているから365日1度で災害でもあっても出ていきやすいようにしているんですよ。それを加味すれば5%ぐらい、別に即上げてても別に財源が厳しくなるわけじゃないでしょう。よろしくお願いしますよ。

それで、以上で私は1つ目の質問は終わります。

○議長（大須賀溪仁） ただいま一般質問の途中でありますが、昼食のため1時30分まで休みます。

（午前11時41分）

---

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

---

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それでは、2点目に入ります。

統合小学校の進捗について。

保護者から、小学校の統合について多くの意見が寄せられています。統合小学校の進捗状況はどうなっているのか、以下の点について伺いたい。

①場所の選定について。

②4年前にアンケート調査で統合することが決定してから、進捗状況が全然見えていませんが、どういう理由で遅くなっているのか。

③いつ頃開校する予定なのか。

よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

1点目の場所の選定につきましては、小中学校統合委員会からの意見書の中に、役場周辺もしくは天栄中学校と近い位置とありますので、そのように計画してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、これまでもお示ししておりますとおり、まず、土砂災害警戒区域内にある保育所を移転することを最優先に取り組み、その後、統合小学校の整備を行いたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の開校予定につきましては、保育所建設に要する費用等を踏まえた上で、統合小学校の財源確保も必要になることから、具体的な年次計画が作成できない状況ですので、現段階では開校予定時期もお示しできないものであります。

今後は、統合委員会において県外の先進地についても視察研修を実施いただき、統合小学校の設計を円滑に進められるよう議論を重ねていただくとともに、村の財政状況を見据えながら検討を進め、よりよい統合小学校の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） その地盤調査とか何かをやるのに4か所とか何かというのは、それも全然決まっていないんですか。例えば、この辺がいいとか何とかというのも全然、それも発表できない。どうですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

地盤調査は4か所程度やりまして、その場所につきましては、一応計画をある程度、めどは立ててはおりますが、今後の用地の取得等に関して、ちょっと今後のそういった用地取得に影響を及ぼす可能性もありますものですから、今の段階では、まだお示しできないものと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 村民から、統合に決まったんだから、どういう状況とか、議会にも何にも言わないし、どういう状況になっているんだかというのは、何で話ができない、こういう方法で、こういうもので、まだできませんと、議会の人らが何を言われたって、何も答えようがないでしょう、これどういうふうに答えればいいんですか。場所は大体選定しているんだけど、あと開校はいつになるか分かんねと言っているんですか。もう4年もたっているんですよ、4年も。4年たって、これから開校するとしたって、5年もかかっていたら、小学校1年生が入学したのが中学校を卒業しちゃいますよ。それがはっきりできないというのは、どういうことなんですか。私、全然それが読めないんだけど、これからこういうふうにしていきますとか、保育所がもう移転問題が終わって、すぐやりますとか、何かあってあると思うんですけども、だから、何も別に小学校ができてからでなくても、仮の校舎で統合すればいいんじゃないですか。複式学級というのは、もう不便を来しているわけだから。保護者から言われるんですよ、その複式学級の保護者から、いつ、どうなっているんですか、早くしてくださいよと言え、何も仮の校舎でやればいいんじゃないですか。別にそういうふうになれば、開校すれば、全然バスで通学するんだから別に影響はないと思うんですけども、その仮校舎が、例えば広戸小学校で、広戸小学校、大里小学校で教室が足りないということなんですか。それ話、お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

仮に、今、議員がおっしゃるとおり、広戸小学校を仮校舎として利用した場合にも、今の人数ですと、今の現教室を利用して、それには足りない状況でありますので、増築等をする必要が出てくるのかなと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） あれ、広戸小学校って増築したんじゃないですか、人数が多いということ。それでも、今、だって、どう見ても1クラスずつ、2クラスになるところがあるんで

すか、これ学年的に、例えば、一緒に統合して広戸小学校となったら、それでも教室は足りないんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

まず、クラスでございますが、普通クラスと、あと、今、特別支援教室というものがありまして、今、特別支援を利用する子どもも増えておりまして、そういった子どもに対するクラスの増なんかも、今後やっぱり、特別支援を利用する子どもも増えているという状況もありますから、そういったクラスも必要であるということと、それから、各学校で今、放課後児童クラブ等の学童保育を行っておりますが、こちらの今の利用人数がもう140人を超えているという状況で、その140人を超える規模の学童保育をするには、やはり今の建物だけではやっていけないというように考えております。なので、クラスもそうなんですけれども、児童館などの設置も必要不可欠になるのかなというふうに考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） それ学童保育って、何もバスで行くんだから牧本小学校と、大里小学校と広戸小学校に分ければいいんじゃないかい。何も必ず広戸小学校、統合したところで仮校舎のところで全部やらなくちゃいけないというんじゃなくて、牧本小学校も空いているんだもの、大里小学校と分ければいいんじゃないのか、別に。そうしたら問題ないんじゃないですか。そういうことはできないということか。別に必ず児童館がないと駄目だということなんですか。広戸小学校なら、例えば、広戸小学校の仮校舎でやって、あそこでしかできないということはないでしょう。それみんな通学バスで送って行って、牧本小学校で降ろして、大里小学校で降ろせば、別に学童保育もできるんじゃないですか。どうなんですか、それは。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、そういった方法も、一つの方法としては、やれるかどうかで言えば、やれるのかなというふうには感じますが、そうすると、学校からその場所までのバスの手配だけでも、恐らく年間、1校に出す当たり1,000万円が毎年かかってしまうという、管理費を考えれば、やはりこれは現実的ではないのかなというふうには、今のお話だと感じるところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） そんなことをいったら、経費ばかりかかるといったって、電気料だって400万もかかって、450万もかかっているんですよ。片っ方300万なくなるんじゃないのか、

片っ方を1つにすれば。そうやって、雨漏りしたこと、老朽化して補修したら何にもならないんでないのか、私はそう思うんですけども。そういう、別に維持費がかからなくなるんだから、バス代ばかり、金額ばかり言ったって、1つにするのが一番、複式学級のどういう授業をやっているか分かるんですか、その保護者の心情になってみてくださいよ。だから、言っているんですよ、私は。あと4年はたって何にもない、あと5年後に開校するなんてしたらば、本当に小学校1年生で入ったのが卒業しますよ、中学校を。それを言っているんですよ。だから、保護者の心情を考えてくださいと言うんですよ、統合に決まったんなら、その気になっているんだから。だから、できないのであれば、いつ開校するか分からないというのに、仮校舎でやるしかないんじゃないですか。そういう、みんな決めて、そういう気持ちの一つになったんだもの。それ何の理由があって、仮校舎ができないし、工夫すれば、あれ給食室だって何だって、直せばあそこに教室ができるんじゃないですか。何でもかんで給食室でお昼を食べなくちゃいけないということもないんだし。そういう工夫ってあるんじゃないですかね、教室が足りなければ、足りるように、あの給食室を3クラスに、あれ広いでしょう、結構。だから、2クラス分で3クラス分をできるようにすればいいんじゃないですかね。そういう考えはないんですかね。村長、どうですか。教育課長にばかり言ったって分からないでしょう、それ大きな問題だから。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

今の議員の提案も一案だと今、私も思いましたけれども、まず、その統合委員会、なぜそれをつくってきたのかという、統合委員会がこれまでいろいろもんできました。その意向を酌みながら、今、村はどういう形で進めていくかというお話もしてきまして、先ほども私が答弁したように、まずは土砂災害の警戒区域にある保育所を移転して、その後、進めますよというお話をしてくれていますし、地質調査も終わって、ある程度の地質状態はいいという回答も入ってきました。

今、私が求めているのは、造成、そして、校舎、体育館、プール、あとは児童クラブの児童館というものを造った場合、総額でどのぐらいになるのか。それと、どういうものを今、求めているのか。今、子どもたちの学ぶ環境、そういう学校、どういうものが最適なのかというようなことで提案をして、一つ一つ、時間はかかっていますが、視察しながら、今、上がってきています。一時期、概略での金額は私のところに示されました。それによって、じゃ、村はどう財源の確保をしていくかという流れでも進めてきたんですが、村もある程度の財調は、これは持ってきました。それも村の単独の予算として出しても、文科省の補助金、それプラス過疎債が、今度過疎指定になったものですから、それでも、今後、5年後、10年

後、村への財政負担がまた出てくる。当初の概略の金額プラス、今、福島市などでも、複合施設なども、半分にしても、もう経費が何十億もかかる。そのような状況の中で、そこをどう判断していくのか。まだきちっと詳細も示されない、まだそこまでお示しできない状況でございます。今後、村の財政が逼迫するような、そういうやり方では、村がなかなか今後成り立っていきませんので、その辺も含めて。

そして、今ほど議員からご提案があった広戸小学校、大里小学校とか、そういう場所を使うという、このご提案も当然検討します。これまでも学校、教育施設の長寿命化というものを図ってきました。そして、80年もたせましょうという当初の計画はありました。ちょうど広戸小学校はその半分の今年40年になるんです。これを大規模改修を今後していかなくちゃならない。プラス、今ほど教育課長が答弁したように、教室が足りないの、それを増やしていかなくちゃならない。そうすると、どこに増やしていくのか、そういうことを検討しなくちゃならない、造成も出てきます。新築した場合と大規模改修して増設した場合、金額がそれほど変わらなくなってくるような感じなんですよ。まだ詳細は出ていないんですが。保育所がある程度見通しが立った、その中で最終的な判断はしていきますし、議会議員の皆様方にもご相談をしていかなくちゃならない。これ村にとっても大変大きな、大規模改修するにしても、学校を統合して新築する校舎にしても、莫大な費用、何十億という金額がかかりますので、ここはやっぱり慎重な部分でもっていかないと、村が財政再建団体というような形になりかねない、そういう状況もありますので、今、様々な建物、子どもたちや検討統合委員会の皆様から提案いただいたもの、補助事業、今、教育課が必死になっていろいろ、県のやり取り、国もヒアリングしたりといった中で、何が使えるのか。まだまだほかにもそういう補助を活用した中で、村の財政に負担のないような形で方向性を見いだしていきたいと、その状況で、そのものを情報収集をしているところでございます。ここは慎重にいきたいので、もう少し時間をいただきたい。もうやるとなれば、その方向に向かって進めてはいきますが、今の段階では私も判断ができない状況です。私も中央、各省庁を回りながら、そういう補助等を見つけながら、より村の健全な財政を持ちながら、子どもたちにも、よりいい学校、そういう教育施設はつくってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私も、その大規模改修と新築の学校でどのぐらい、前に聞いたときは40億で聞いたんですけれども、大規模改修でも同じくそのぐらいかかっちゃうんですか。大体、そういうふうになっちゃうんですか。新築したのと同じぐらいの金額かかっちゃうんですか。おおよそだけれども、前に聞いたのは40億ぐらいかかるという話で聞いたんですけれども、それは大規模改修で広戸小学校を改修してやるって、新築の小学校を造ったって同じだ

ということですか、村長の言っている意味は。私、そういうふうに感じたんですけれども。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

まだ正確には出ておりませんが、金額から言えば、大規模改修のほうがそれほど金額はかからないと思います。ただ、何十億もやっぱりかかります。その中で、新築した場合、今後の方向性を見ていくと、また改修が、今度は設備とかにかかってくるので、そういう長期的な判断もしなくちゃならない、総合的な判断をしていかなくちゃならない。その数字がまだはっきり出てきていないんです。その数字が出てきた中で判断をしていきたい。ここ一、二年でその数字が出せるといいますし、皆さんが望んでいる今の学校、どういう学校がいいのか、先進地に視察に行くということで統合委員会の皆さんが行きますので、その中で、もう概略になりますが、その金額も出ると思います。ただ、本当に概略の概略で出た金額だったものですから、これではなかなか判断できないと。それに、今度、金額が決まってから、どんな補助がもっと活用できるもの、それを見いだしていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） いや、何でもかんでも、要望だからといって、役場近辺にわざわざ土地を買って、そんな大きな建物、そして、財源が逼迫するようなことをする必要はないと思うんですよ、私は。何も、今の現在あるところを増改築して開校するというのも一つの手で、それで、保護者には、みんなそういうふうに説明すればいいんだし、役場近辺の土地も買ってやると、そういうふうに金額がかさばっちゃうんですという、やっぱり逼迫すればといえ、村民だって納得するんじゃないですか、そういうふうに思いますけれども。

そして、ちょっと話が変わりますけれども、複式学級って、私の認識では半分授業、半分学習というふうに私、前に複式学級ってどういう授業をやっているんだと聞いたんですけれども、今も同じなんですか。そして、複式学級があるところは大里だけか。

○議長（大須賀溪仁） 教育長。

〔教育長 長場壮夫 登壇〕

○教育長（長場壮夫） お答えします。

まず、複式ですけれども、現在、福島県の教育委員会は、小学校では2 学年合わせて16 名以下は複式学級になると。小学校1 年生については、8 名以下で複式学級というふうな基準があります。

今年度の複式学級は、天栄村では大里小学校で3 年生と4 年生です。3 年生が9 名で4 年生が4 名のため13 名となり、複式学級が1 クラスになります。牧本小は、今年度、初めて複式になるんですが、2 年生が9 名、3 年生が4 名の13 名で複式が1 クラスできました。16 名

以下ではありますけれども、複式の授業は担任が非常に大変だというふうなことで、15名、16名の場合には、時間講師を複式補正として1日4時間程度になりますけれども、入ると。そして、複式の授業を解消するために講師が入ると。あと、低学年、中学年、高学年と2学年小学校にはあるんですけれども、牧本小のように2年と3年は低学年と中学年の学年編制なので、変則複式といって、この複式学級にも複式補正が入ります。現在も入っております。というふうなことで、原則は、議員さんおっしゃったように担任が1人いて、後ろと前で、例えば、3年生が国語をやって、こっちで4年生は算数をやるとか、そういうふうなこともあるのはあるんですけれども、現在は天栄村の学校では複式補正とか、あと学級数が6クラスありますと教員が7名配置になりまして、1人プラスになって配置されます。その配置される人が教務主任とかになって、複式の授業を解消するために入ったり、あるいは教頭が複式の授業を解消するために入ったりというようなことで、国語、算数は複式で1人の担任がやっているようですけれども、それ以外の教科については、複式補正とか教頭あるいは教務が入って単式で授業をやっているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今、国語、算数と言ったんですけれども、理科、社会もそういう、教頭先生がうまく、そういうのになっているんですか。理科、社会はないんですか。国語、算数だけ。

○議長（大須賀溪仁） 教育長。

〔教育長 長場壮夫 登壇〕

○教育長（長場壮夫） 失礼しました。ちょっと舌足らずでした。国語、算数は比較的複式学級、1つの学級で2つの学年の授業はやりやすいんですけれども、理科とか社会は、実験やったり、観察したり、いろいろ作業があるのでやりづらいという担任の要望で、私の経験ですけれども、前の学校では、理科と社会は複式解消のために教頭先生に入ってやってもらいたいというふうなことでやったりしております。

あと、音楽とか、体育とか、図工とか、そういうのは2学年一緒のほうが、人数が集まって活動もしやすいので合同でやっております。すみません、分かりにくくて申し訳ないんですけれども。各学校によって、担任の先生が非常に2つをやるのは大変なので、それを解消するために教頭、教務もちょっと手伝ったりしてやっている学校もあるようです。

以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） じゃ、小学校の先生は、国語、算数、社会、理科ってみんな、担任になるとできるんですもんね、中学校とは違いますもんね。

〔「全教科」の声あり〕

○6番（服部 晃） 全教科できますよね。じゃ、別に教頭先生がやっても、別に差し支えはないですよね。問題はないんですよね。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

（午後 1時56分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時56分）

---

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） あまりはつきり分らないんですけども、とにかく複式学級というのは、不便なのは不便ですよね。それを同じ担任の先生から教わるわけじゃないから、だから、私はそういうのがあるから、義務教育の公平さがないだろうと言って、やっぱり保護者から相談を受けるんですよ。だから、そういうことを考えると、村長、仮校舎でも早く造って、取りあえず、何年になるんだか分からないけれども、そうやって心配なら、統合と決めたんだから、片っ方、みんな、そのモチベーションがあって、今度は今、何にもないから、モチベーションが下がっちゃうんじゃないですか。今度は統合反対だなんて言うようになるかもしれないし、やっぱりそれは早く解決すべき問題というか、教育課長に来年度の3年の新入生等の資料をもらったんですけども、もうこれだんだん減っていつちゃって、大規模な小学校を造る必要がなくなるんじゃないかなとは思うんですけども、何も無理してやる必要はないと思うんですけどもね、私は別に、あそこの今の広戸小学校を直して、プールだって鏡石のすいすいに行けばいいんだし、わざわざプール、今、須賀川なんか全然改修してないんじゃないですか、プールはあれだっということ。須賀川の牡丹台プールもやめちゃったしね。だから、そういう意味で、プールも鏡石のすいすいに補助金でもつけながらやって、バスで送迎するとか何かといってやればいいんじゃないかなとは思うんですけども、わざわざプールを造る必要もないし、もうとにかく財源が問題なんだから、私はそうやってやれば一番いいんでないかな。みんな、複式学級の保護者は、心情はとても不安だと思うんですよ。何で、みんな義務教育で同じ教育を受けられないんだって、だから、みんな統合に賛成したと思うんですよ。だから、私、一番大事なのは保護者の気持ちだと思うんですよ。仮に何年後にできるか分からないけれども、取りあえず、そこを広戸小学校なら広戸小学校を仮校舎にして、あとはバスで送迎して不自由にならないように、あと児童館は、みんながそこまで行くのに、保護者があれだからといって、牧本小学校と大里小学校に分けて、そこは児童館はそのまま続ければいいんだし、何年に開校するか、何年だか、まだできないと言

うんだもん。どうにもならないじゃないですか、それ保護者はとても不安じゃないですか。私はそう思うんですけれども、そういう仮校舎を造るあれは、感じはないんですか。それとも、もう財源がなかったら、こっちでかかるのならば、別に統合小学校を広戸小学校で開校したって、別に場所的には問題ないから、増築できるかできないか分からないんですけれども、いろいろ考えながら、知恵を絞りながらやれば、財源だって、そんなに私はかからないと思うんですけれども、何だかんで新築の校舎を造って、役場近辺に造らなくちゃいけないという問題ではないと思うんですけれども、そういうのは、全然考えはないですか、村長。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

議員おっしゃることは、重々私も分かります。今、統合委員会で新しい先進地も見てくるというようなことのお話もいただいたり、あと、今、ちょうど広戸小学校が築40年、大規模改修をしなくちゃならない。今、教室も足りない、増設しなくちゃならない。東側には無理だと。では、どこに増設するんだといったら、もう西側しかないんですよ。そうすると、また造成も出てきます。そこに今ほど、分散すればいいだろうというお話もいただいて、そういう案もあるなと思ってはいるんですが、今、県から間もなく発表、公表される土砂災害の警戒区域、天栄村は160を超える場所が新たに指定されます。そうした中で、村民が今度は避難できる場所、その確保というのが、なかなか今、難しい状況もあります。そういうことも総合的に判断をしていかなくちゃならない。大里小学校があるだろうと。大里小学校も上流側というか、上側に長者池というのがあるんですけれども、長者池もハザードマップを作りました。本当に何があるか分からない。あれが決壊した場合、大里小学校の校庭まで水が行くんですよ。なかなか避難所を、どう見ていくのかと。教室に上がったりはしないんですけれども、そういうことも、今後、温暖化の影響でゲリラ豪雨があったり、時間雨量100ミリというようなことがありますので、土砂災害の警戒区域、そういったところを外れたところ、これから公共施設で、じゃ、村民の皆様が線状降水帯が発生されると。この地域とこの地域、数が増えてきました。受け入れる場所がなくなってしまうんですよ。そういうことも、今、総合的に判断をしてきている。

プールの件も、須賀川市はいち早く、これは民間施設を使っているんですね、郡山のスイミングスクールがあったり。天栄村から、郡山まで行けるか。その距離だけで、それは学校の先生方、あといろいろ協議もしています、なかなか距離的なものは難しいと。できればプールは造っていただきたいというお話もいただいています。ただ、その中で、正式に造るか、造らないかというのは、財源の確保がまだできていない。それを今、動いている、進めている段階なものですから、もう少し時間をいただきたい。慎重にここはいかないと、村に負担

が出てくる。

子どもたちのことも十分私も分かっています。ただ、複式の学級のメリット、デメリット、今、教育長からお話がありましたように、それほど学力低下にもつながっていない。あとは、年に何回か合同の子どもたちの、例えば、運動会にしても、合同の研修にしても、そういう活動などもしておりますので、今後、様々な、でき得るものから進めていく。今、議員から提案いただいたものについても、これは再考することも必要だと思っていますので、多方面からこの判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） いや、村長の言うことも分かります。私も理解できないわけではないんですけども、結局、子どもが少ないということは、運動会をやっても、大里小学校は鼓笛パレードもやっていないですよ。牧本と広戸はやったっていうんだけど、もっと広戸小学校はマーチングバンドまでやって、もう派手にやっていましたから、人数が少ないから、鼓笛パレードって華じゃないですか、紅白リレーと鼓笛パレードって。やっぱり子どもたちの夢だと思うんですよ。こういうのをやりながら、みんなに見てもらって鼓笛パレードをやるというのは。だって、須賀川なんか、交通安全のパレードなんて、みんなこの学校もやって見ているでしょう。もう父兄の方も見てやっているんだから、やっぱりそれがないというのは一番悲しいことだと思うんですよ。そして、それで、実際、鼓笛パレードをやって、ああ、私は音楽に向いているんだと自分でも思うかもしれないけれども、見ている人、父兄というのは、自分の孫とか子どもが音楽をやっていれば、自分で感動するでしょう、親というのは。やっぱりその感動を呼び起こすのも、鼓笛パレードもなくちゃ、少ないから、いいというものでもないと思うんですよ。だから、大きくして、マーチングバンドでもやって全国大会に出るようなマーチング、天栄の小学校はこういうふうに行ったというような夢を持たせるのも必要じゃないですか。やっぱりあれを見ると、鼓笛パレードを見ると、家でもう何週間も前からピーピーやっていますけれども、あれはもう気持ちが盛り上がりますよ、聞いているだけで。うち近いから、よく小学校の鼓笛やっていますけれども、大里小学校は今、なくて、太鼓をやっていると言っていましたよね。それだって、義務教育の不公平さが出てくるんでないかと思って。だから、私は大きくして、もう鼓笛パレードもしっかりしたものをやれば、みんな、昨日のNHKの番組でやっていましたけれども、鼓笛パレードがすごい人数でやっていましたけれども、学校が大きいからしょうがないんですけども、やっぱりあれは聞いただけで感動しますよ。その子どもらにも夢と希望を持たせるようなことをしないと駄目だと思うんですよ。だから、私は何でかんで仮校舎を造るというわけでもないけれども、そういう父兄の気持ちになれば、自分で実際、鼓笛パレードなんか見れば感動すると思うんですよ、親なりに、自分のじいちゃんならば、じいちゃん、ばあちゃんが見れば、と

でも感動すると思うんですよ。それが、私は今の子どもらに一番大切なことだと思うんですよ。少なければ少ないでいいだろうという問題でなくて、ある程度のことを経験すれば、音楽に目覚めて音楽の道に進む人もいるかもしれないんですよ。天栄中学校の吹奏楽部の入学式と卒業式を聞きますけれども、すばらしい吹奏楽部だと思いますよ、迫力もあるし、いや、すばらしい、これあれだな、義務教育ってすばらしいなと私は思うんですけども、そういう音楽というのは、自分で脳で感動する。気持ちで感動するんですよ。だから、もう自分で感動したということになると思うんですけども、だから、そういうのも必要でないかなと思うんですよ。いや、村長がいろいろ考えるのも、気持ちも分かるんですけども、取りあえず、本当に工夫しながら、仮校舎をなるべく早く造って、それから、ゆっくり本校のあれを考えればいいんだし、私はそう思うんですよ。何でかんで大規模改修してやれというわけではない。それでも、やっぱり大規模改修しないと駄目だというならば、統合小学校を新しいのを造る必要もあるし、複式学級の保護者にすれば、一番先にそれをやってもらいたいというのが保護者の気持ちじゃないですか。私は決して平等ではないと思うんですよ、義務教育も平等ではないと思うんですよ。だって、大里小学校、ずっと複式学級でいって、中学校になって初めて同じクラスで勉強するようになって、やっぱりそれだって感動するんで、吹奏楽なんか、私が中学校の卒業式と入学式で見ますけれども、私も感動しますんで、重さが違うんですよ、卒業式になると、中学生になると。やっぱりそれで音楽に目覚めて、音楽の道に入ろうという人も出てくるんですよ。私、それが一番大事だと思うんですよ。教育長、どういう、そういう私の言っている意味が分かりますか。それから、教育課長も分かりますか。私の中で、自分で思っていることしか言わないんですけども、やっぱり保護者の気持ちになれば、早めに仮校舎を造って、あれを広戸小学校に行ければ、何とかクラスを工夫してつくって、児童館がなければ、そこまで送っていって、それぐらい費用がかかったってしょうがないでしょう。私はそう思うんですよ。村長がそういう考えで、私、村長の考えも分かります。財源も大変だし、これから土地にかかって、造成やって建物を建てると思ったら、大変なあれだから、補助金がもらえなければどうにもならないしね。だから、それは分かるんですけども、とにかく、これは早めに議会に情報を開示して、自分の何でもいいか、統合、仮校舎がいいんだか、そういうふうに思えば、複式学級の保護者の心情を考えれば、早めにとにかく、あそこの広戸小学校を工夫して、仮校舎にするかとか、何かと考えたほうがいいと思うんですけども、私は無理には進めないですけども。これ本当に、小学校に入ったの、牧本小学校なんか、令和9年、5人、10年、11人、11年度は6人になるんですよ。大里小学校も4人、9人、3人だから、だんだん少なくなっていくんですよ、これ。だから、その大規模にでっかく学校を造る必要もないし、その先を見て、少子化になっているわけだから、そういう意味で考え直したらいいかなと私は思うんですけども、どうしても仮校舎、

私は仮校舎だけ開校してやったほうがいいと思うんで。

そして、校歌と校章をつくらないというのはどういうことなんですか、これ。校歌と校章って時間かかるでしょう。あれ大信の信夫小学校に統合したんだけど、あそこなんか校章は公募したんですよ、公募して、作詞作曲もつくった。時間がかかるんだから、統合と決めたんだから、校章ぐらいは公募で賞金を出してやるとか、あと、校歌は誰か専門家に頼まないと駄目なんだから、時間かかるんだから、何でそれまた校歌と校章も、全然つくる気はないんですかね。教育長、どう考えていますか。教育長じゃ分からないから、村長の考え。校歌と校章をつくってくださいよ。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

はやる気持ち、それも分かりますが、ある程度の時期、方向性、きちっと、まだ、もう少し私も時間をいただいて、その判断をしなくちゃならない。その方向性を決めてからじゃないと、また何年先、それがまだ見えない状態なんですよ。きっちりしたものは今、協議をしている段階なものですから、新たにつくるのか、今ほどご提案いただいた、そういう方法もあるのか、その方向の中で、ある程度の時期が見え出した中で、校歌、校章というのはつくっていったほうがよいのかなという思いでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） その統合小学校も全然進んでいないんだから、統合と決めているんでしょう。何も校歌と校章が早くできたって、別に差し支えないんじゃないですか。それ何か差し支えあるんですか。もう統合するように決めたんだもの、何も仮校舎で何だって、仮校舎、開校したらば、仮校舎でやったら、校章と校歌ぐらいは出しておかなくちゃいけないでしょう。何もないのに、広戸小学校、牧本小学校、大里小学校の校歌を歌うわけにいかないでしょう。私、そういうことを言っているんですよ。それ全然、村長も気をもまないと言うけれども、気をもむ必要はないと言うけれども、もしか仮にそういうふうに判断したならば、だから、仮校舎には、やるという感じは全然ないんですか。んだから、そういうこと、校舎も校歌もまだ早いという意味なんでしょう。違うんですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、まだその方向性、今、議員からの提案は一案として受け止めたというお話をさせていただきましたが、今後、統合委員会の中でもんで、そういう中で、方向性、仮でまずいったほうがいいんじゃないのかと、そういうお話もいただいた

り、そういう方向性が見えてくれば、統合する中の小学校の校歌なり、校章という段階にいてもいいかと思いますが、その方向性がまだ見えてこない状況の中で、それをこちらから提案というわけにもなかなかいかないと思います。いろいろ、統合する中での手続等もあるかと思いますが、私はそこまでちょっと詳しく分かりませんが、そういったところも、今後、教育課、あとは統合委員会と協議しながら、その方向性を見いだしていきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） それ一番心配なのは保護者なんですよ。だから、広報か何かで、こういうので遅れています、今、こういう準備に入っていますというのを、情報を出さなければ、みんな、議員に来ちゃうんですよ、どうなっているんだ、どうなっているんだと言うんだから。だから、広報に、もうそういう理由をつけてやったらいいんじゃないですか、今、しゃべったようなこと。これだけ、なかなか大変なんだから、だから、開校は遅れるんですよと言えば、みんな納得する。何も情報もなく、どうなっているんだ、どうなっているんだ、校歌も校章もつくらない、どうなっているんだとみんなに言われるんですよ。だから、広報でこういう理由で遅れていますということを言ったらいい。開校も決まっていないうんだから、それも言いようがないのか。開校が何年後に開校するというんならばあれなんですけれども、でも、私らだって困っちゃうんですよ。統合小学校はどうなっているんだなんて言われるんですから。私だって、分からないなんてばかり言ってもらえないでしょう。だから、広報か何かでこういう理由で、こういう今、保育所を一番先にやって、幼稚園をやって、小学校だということを、何か広報でこういうふうに計画していますとか何かって、村長の迷っていることを、みんな分かっているんですよ、これ。だから、やっぱりそういうことを、こうやって村長は悩んでいるんだから、それ自分の悩みも言わなくちゃ、私は分からないと思うんです。だから、保護者はみんな、どうなっているんだ、どうなっているんだと言われるんですから、私らも何の情報も入れていないから何も言いようがないし、今度はもう財源の問題で、どうしようもなく、今、大変なんです。今、牧本小学校も土砂災害の危険区域に入っちゃったしということを言えば、説明すれば、だから、私は、その牧本小学校の土砂災害の区域になったから、だから、早く仮校舎でも造って、危険のないように、子どもらは宝ですから、誰も、死亡者が出たら大変なことだし、私はそう思ってやっているんですけども、もうとにかく、いつまで言ってもらちが明かないから、それ本当に広報でこういう理由で、あれ企画政策課ですか、あれ、広報をやっているのは、総務課かい。じゃ、そういうふうに村長から話を聞いて、そうやって出してくださいよ。私、統合小学校は何で遅れているんだとみんな聞かれるんだから、こういう理由でこうなっていますということを広報で出してくださいよ。それでなくちゃ、みんな分からないでしょう、村民は中身が分からないんだ

から。取りあえず、これはちが明きませんから、もうとにかく仮校舎でも何でも、村長の判断を早くしてもらって。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

議員のおっしゃることは重々分かります。この中で、これまでも学校の統合委員会が中心になって進めてきています。統合委員会も、このコロナ禍で先進地の学校、これがまだ視察に全部は行っていないんですよ。もう一か所行ってきた中で、方向性を決めてくる。その中で概略の予算が出てきますから、そうした中で、解消しながら、今、ある学校を解消して、解消するといっても、もう年数がたっていますので、大規模改修したりしていかなくちやならない、それでいくのか、仮校舎を造って、新しくできるのかと。そのものを見いだしていかなくちやならない。私が勝手に決めているわけではありませんので、これはあくまでも統合委員会からのご意見をいただいて、その方向性、財源の確保等は私がやっていきますから、それを見て総合的な判断をした中で結果を出す。これから先進地の学校の視察に行くということのものですから、それから、では、どういう建物が必要になってくるのかと、そこである程度の金額は出るかと思います。そういうような中で、今度は判断をらせていただくと。今の段階でいつということも言えないものですから、もう少し、そこはお時間をいただいて、村民の皆様には、特に保護者の皆様には広報紙、学校からチラシを出すなり、そういう方法でお示しをしまいたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） 先進地視察というのも聞いたんですけれども、川内村に行ったって、川内村は、あれ全額国の補助金なんじゃないですか。そこを視察したって、意味ないんじゃないですか、これ。同じような状況、そういう統合小学校になるというのを視察しないと、意味ないんじゃないですか。何十億かけたって、あれは平気で造っちゃうでしょう、川内村ってそうじゃないですか。教育課長、答弁お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

最近の統合小学校、県内幾つか統合小学校にした市町村がありますが、今、ほとんど、新設の学校が少なく、やっっているのが数か所しかなかったものですから、川内村を視察させていただいて、川内村の目的は補助金を幾ら使ったかとか、そういったことじゃなくて、施設面でどういった施設で造られているかと。要は、今後の天栄村の統合小学校の設計に生かせるような、どういった施設を造れば子どもたちのためになるかなとか、そういった視点で

見てくるのが目的だったものですから、あくまでも補助金の使い方の視察ではなくて、施設面で必要なものの視察ということで川内村に行ってきたものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） じゃ、村長、早めに判断してお示ししてください。大変なのは分かります。私もそれ理解していないわけじゃないんですよ、無理を言っているわけじゃない、ただ、こういう方法もあるんでないかということですから、私ら議会も一緒に協力しますんで、その方向で早めに決断してもらって、よろしくお願いします。それで、2 番目の質問を終わります。

次、3 番目、商工祭について。

村民運動会、ウルトラクイズ、マラソン大会、YOSAKOI ソーランなど全て終了してしまい、村民の皆さんからは、天栄村ではイベントがなくなりがっかりしたと聞いております。さらなる村民が集うイベントが欲しいと思いますが、昨年の商工祭は大盛況に終了し、村民からも大変喜ばれました。商工祭を天栄村にとって一大イベントに育ててもらいたいと思いますが、村長の考えを伺いたい。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

本村において、ウルトラクイズ、マラソン大会、YOSAKOI ソーランジュニア大会などがなくなった中において、商工祭は村民が集い、喜んでいただけるイベントになっていると認識しております。

商工祭は、平成24年度に東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興と地域活性化を願い開催された元気祭に始まり、平成25年度からは商工祭として、コロナ禍の3年間を除き、毎年開催されてまいりました。

昨年は4年ぶりの開催となり、多くの屋台や村出身アーティストなどによる演奏のほか、恒例の餅まきや大抽選会の開催、花火の打ち上げなどが行われ、大盛況に終わりました。

本村にとりましては、商工祭は地域ににぎわいと活力をもたらす、村ならではのイベントであり、村では開催費用の一部を補助しており、今後におきましても商工会と協議を行いながら、さらに盛大なイベントとなるよう支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） 私は、その去年のステージですか、村長と一緒に私と挨拶に立ったんですけれども、あんな危ないところはないですよ、あれ。ツルツルして、雨が降って、やっぱりそれ誰でも転ぶ。あれけがしますよ、下手したら。あれよく滑って、どうしようもなかったんだから。だから、やっぱりちゃんとしたステージを造ってもらって、しっかりした一

大イベントに育ててもらいたい。本当に去年は大盛況で、お客さんも喜んだし、村民で、あとみんな花火大会も喜んでいたし、やっぱりそれは一番大事だと思うんですよ。

ただ、予算の面で、民間の企業が協賛金を250万出しているんですよ。それで、天栄村の自治体の予算が150万って話はないと思うんですよ。やっぱり100万ぐらい補正して、十分に魅力ある商工祭にしてもらいたいと思うんですよ。その辺はどうなんだか。

あと、また天栄中学校の吹奏楽、私ばかり聞いているんでなくて、あそこで吹奏楽をやったら最高だと思うんですよ。みんな練習しているんだから、毎日練習して、ああいうのでお披露目するのも大切だと思うんですよ。あと鼓笛パレードがあれば、広戸小学校も、牧本小学校も来て鼓笛パレードもやればいいし、そうやってみんなが集うイベントにしてもらいたいと思うんですけども、まだ、とにかく、民間の協賛金が250万で自治体が150万の予算というのは、私はないと思うんですよ。やっぱり村だって、同じ150万から100万ぐらいは補正を出してやってもらいたいと思うんですけども、どういう考えを持っていますか。村長に聞かないと駄目でしょう、これね、金額の問題だから。村長、お願いしますよ。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

商工祭は、村にとっても一大イベントと私もそのように思っていますし、今、議員も何度も、イベントに関わったりしながら育てていきたい、私もそういう思いでございます。民間の活力があって初めてやれるもの。行政とすれば、その中で補助金を出しながら進めていくというようなことでございます。補助の流れの中、私も様々なイベントにも関わってきましたが、村に頼る部分も確かに必要なんですけども、自主財源で自分たちで進めるものって、ある程度縛りのないもので進められるということもあります。前にも商工会の役員の方々から、原材料費など、人件費も上がってきているんだというご要望もいただいております。その辺も含めて、今後商工会の皆様と協議しながら、どういう形で村が支援ができるのか、要望も聞きながら進めてまいればなと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 民間会社だって大変だと思うんですよ。今、不景気だから、余計そこを捻出して出してもらっているんだから、やっぱり固定資産に所得税は取られるわ、あれは取られて、今、税金ばかりかかって、どうにもならないでしょう。消費税は取られる、売上げ上げれば消費税は追加になる。何のために仕事しているんだか分からないんですけども、私はそう思うんです。だから、やっぱり自治体と一緒にあって、民間の企業が同じ250万やるんだから、天栄村でも、自治体でも250万やって、花火大会がそれでも大規模になるんじゃないですか。別に、こっちは民間の人にやってもらっているなんて、そういうことではな

くて、村だって一生懸命やれば、それだって村のための、村民のために結局税金を使うわけだから。誰もあんなにやって、どうにもならない、何であんなのやっているんだなんて言う人はいないと思うんですよ。だから、花火大会だって、もっと盛り上げてやれば、少しでも補正してやればよくなると思うんですよ。まず花火大会も楽しみになってくるだろうし、民間、商工会頼りでもしょうがないし、民間で250万集めるというのは大変だと思うんですよ、協賛金をね。だから、そういうことで、また、ぜひ補正を組んでもらって一大イベントに育ててもらよう、よろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員の一般質問は以上で終了します。

ここで暫時休議いたします。

2時45分まで休議いたします。

（午後 2時27分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時45分）

---

#### ◇ 吉 成 邦 市

○議長（大須賀溪仁） 次に、3番、吉成議員の一般質問の発言を許します。

3番、吉成議員。

〔3番 吉成邦市 質問席登壇〕

○3番（吉成邦市） 天栄村議会会議規則によりまして一般質問を行います。

まず、1番目の農業用水の渇水対策について。

近年の気候変動による降雪量の低下や降雨量の偏りにより、農作物への影響が大きな課題となっております。特に大里地区におきましては、国営パイロット事業により区画の整備が進み、作業条件が改善されましたが、田子沢ダムの事業廃止により、肝心の農業用水が不足している状況となっております。

村として、基幹作物である水稻の渇水対策をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

農業者の皆様は、気候変動等により農業用水の確保にご苦労され、特に大里地区の水利は、竜田川、第二竜田川、ため池となっていることから、牧本地区や広戸地区と比べ、確保でき

る水量が少ないものと認識しております。

このようなことから、村では、村が管理するため池について、行政区の要望に基づき緊急浚渫事業債を活用したしゅんせつを行っており、村管理以外のため池については、行政区が事業主体となり、協働の里づくり交付金を活用してしゅんせつを行っていただいております。

また、土地改良区が管理する沈砂池につきましても、土地改良区に村が費用の一部を補助し沈砂池のしゅんせつを実施しており、こうしたことで水量確保に努めております。

今後につきましても、ため池のしゅんせつにより農業用水の確保に努めるとともに、水利となる竜田川、第二竜田川の河道掘削について県へ要望してまいる考えであります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 現在、ため池の改修工事等も行っているわけですが、特に大里地区につきましても、田子沢ダムからの水の利用というのがありまして、国営パイロット事業が始まったときとため池の数、ため池の大きさ、そういったものが全く変わっていない状況でございます。そういう中で、これはなぜなのかというふうにもいろいろ調べましたら、結局ダムからの水を受け入れるというだけという、それで、ダムからの水を受けて、そこから流れるというような、そういう考えの下につくられていたんでないのかなというふうに思っております。

そのダムがなくなった状態で、今回、ここ二、三年、降雪量が全く少なくなりまして、雨の量が偏っていると。欲しいときに降らないというふうなこともありまして、今までとは全く変わったような状況があります。特に、大里地区の東部地区のため池は、田んぼの下にため池があるというふうなことで、何でこんなところにため池があるんだろうというふうなことの話をしたら、そこに入れて、ポンプで上げるだけで循環させるというふうなことですが、結局、上にため池がないと、降った水も全然たまらないというようなのがあって、今年、本当に隣近所がけんかになるような状況もございまして、私も呼ばれて、見には行っただんですが、これじゃ確かに難しいなというふうに感じています。その辺、もう一度、その水系について見直す、また、特に村長さんは矢吹西部土地改良区の理事長というようなこともございますんで、2工区、4工区と6工区の受益地を持っている天栄村として、ダムがなくなったことに対する水系の見直しという、これの考えがあるかお伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

矢吹西部土地改良区の理事長としての発言は、この場では控えさせていただくところでございますが、私も震災後、就任をしまして、沈砂池が被害を受けた、パイプラインが被害を受けたというようなことで、その後も、水がなかなか思ったように確保できないというお話

もいただきました。その中で、当時、議員も担当課の課長、副課長として勤めてきて、もう発電機がフルに回っていて、壊れてしまうだろうというような話があって、それをちょっと聞き違った方がいて、こんな騒ぎになっていますよというお話もいただいて、私も大里地区の方々から、この水利の確保を何とかできないかというお話をきて、当時の議員ともやり取りはしてきたかと思うんですけども、なかなか見いだせるものがないんだというお話をいただいてきて、それでも、どういったものが村としてできるのかというようなことで、沈砂池、あとはため池、それは村ではできませんというお話でございましたが、先ほど答弁申し上げたように、広戸川沿岸防災ため池土地改良区と同じような、国営事業でやったものに対しては、村も一定の補助は出すべきだというようなことを基にしゅんせつも進めてきた。あとは、その改修工事なるものにも、土地改良区と村も一定の分の負担を出しながら進めてきて、その水の確保と農地の維持確保にも努めてきた経緯もございます。

ここに来て、確かに気候変動の影響がありまして、じゃ、どういう取組ができるのか。担当課で県のほうにも問合せをきてしておりますが、なかなか、今のところ、いい手だてが見つからない。ため池を新たに設置するんであれば、200町歩以上の水田がないとなかなか該当はしません。小規模の中で、じゃ、何ができるのかと。今後は、そういう取組もしながら、また、協働の里づくり事業についても、これまでは50万未満の村の助成金の中で、なかなかしゅんせつもうまくいかなかった。村は100万以下という中で金額も倍増した中で、皆さんが使い勝手がいい、やれるものとして取り組んでいますので、村としても、今後でもき得る対応をして、その水の確保。大里東部地区、こちらについてもなかなか水が上がらない、来ないところにはボーリングを落として、地下水から用水の確保もしてきた経過もあるものですから、様々な手だてを工夫しながら、また、土地改良区、あとは地権者の方々のご意見をいただきながら、そちらについてはどういうものがあるのか、今後は協議もしていかなければならないし、今のところ、いい補助、助成制度というのがなかなか見当たらないところでございますので、そちらも、もう少し県のほうにも足を運んで、国のほうにも働きかけをしたりしながら見いだしてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 言われていることは、もう十分あれですけども、ボーリングという話も、地元からは話も聞いたりはあるんですが、結局、全体的にどのような水系で、どのような水を持っていくのかというのが、ある程度青写真として、今後の、これから10年先、20年先というのを考えていかないと、今、ボーリング掘ったからすぐにオーケーということではないと思うんですよ。特に、先ほども、ご挨拶の中でも稼げる村というふうなことでございますし、農業後継者問題というふうなものもございますが、そういった部分について、やっぱりこういったインフラがきちっと整備されて、計画性を持って、今後の水の対策がない限り

は、なかなか新規就農、ましてや稼げる村づくり、第1次産業というようなことでお話していましたが、そういうのができない状況だと思うんです。そういうものに関して、今、200町歩という受益地というような話がありましたが、矢吹西部土地改良区というか、国営パイロット事業の中で、田子沢ダムがなくなった後の水系の見直しというか、水の手当て、それをどのように、やっているのか、やっていないのか、その辺も村として、国、国営事業、阿武隈調査事務所ですかね、そちらのほうと協議をしていただいて、水のきちっとした確保をどのようにしていくのかというのを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

議員おっしゃるように、なかなか水利の確保が厳しい状況でございますので、国、県とも協議しながら、それと、先日は、釈迦堂川流域の災害対策をすべく協議会が発足したところでございます。これは釈迦堂川、あとは矢吹も白河も入る中で、どうこの治水をするのかと。私も一つ提案として発言したのは、上流域の責任として、どうこの下流域に水が一遍に流れていかない、そういう方策も取らなければならない。上流域で耕作放棄地、遊休農地、今、活用していないため池もありますよと、そういったことも活用できませんかと。ここには東北整備局の局長が、その会長として、県が入り、近隣の市町村が入ってやっていくと。そういったことが、今後いろいろ協議もしていきます。治水という意味合いを持ちながら、そういった利活用ができるのか、そういうことも視野に入れながら、そして、国県のほうにもいろいろ、どういった方策があるのか。また、矢吹西部土地改良区のほうにも話をしながら進める方法、何か見いだせる方法というのはあるのかどうか。これは担当課も通じながら進めて、いけるものであれば、このような形を取っていきたいとは考えてはおります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ありがとうございます。

今、村長が言った耕作放棄地の件なんです、私、地元を歩いていますと、以前のように山の奥まで田んぼを作っていないのです。そうすると、その山の奥の田んぼは、もう、こういうのをため池にしてもいいよなというふうな意見を大分いただいております。そういうものも地元の中で検討していただきながら、そういうものが実際に実現できるような状況にしていれば、それはすごいありがたいなと思いますし、そういうところも、今、獣害、ため池にすればイノシシは中に入っていないもんですから、そこがイノシシのぬた場というか、そういうのになって、被害が下の田んぼに及んでいるというふうな二重の悪循環になっているような状況もございます。その辺について、今後、村としてどのような形で、ため池

の拡張、こういうのを考えていただけるかというのをお願いしたいというふうに思います。

それと、土地改良区というふうなことで、さっきもお話あったんですが、土地改良区は、矢吹西部、広戸川沿岸防災ため池というふうないろいろな変わって、地域は違うと思いますが、全てこれ村の受益地というふうなことで、村の中にある水田耕作地というふうなことで、その辺は分け隔てなく、今、やっているというふうなことでございますが、特にそういう土地改良区のエリアというのをあまり考えずに、そこに就農している部分が天栄村民だというふうなことで、そこで営農しているというのを十分理解していただいて、村として手当てしていただけるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、国営事業で整備した農地については、これまでも村で補助を出しながら、土地改良区と一緒に様々な補助事業を活用しながら整備をしてきましたので、そのものについては、今後も引き続き同じような対応はしてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ありがとうございます。

そういうことで、今、農業用水の渇水というのが本当に喫緊の課題となっておりまして、この間の大雨で大分水は潤ったわけでございますが、各ため池とも越流してしまっているというふうな状況でございます。せっかく雨が池に入ってきて、そのまま流れてしまう。ためる能力というか、そういったものがないというのが現状でございますので、そういったものも含めて、ため池の拡張、またはしゅんせつ、そういったものもお願いできればと思っております。

まず、1番目の農業用水の渇水対策についてはこれで終わりたいと思います。

次に、2番、現在未利用となっている公共施設の管理について。

現在、村内には、休止または廃止されている公共施設が多くなってきているように思われますが、利用されていない施設の管理と今後の利用計画はできているのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

公共施設の管理につきましては、平成29年度に策定した、平成30年度から10年間の公共施設に係る基本的な考え方や管理に関する基本方針などを定めた天栄村公共施設等総合管理計

画及び令和3年度に策定した、令和4年度から6年間の施設ごとの管理の考え方を定めた天栄村公共施設個別施設計画に基づき進めております。

また、老朽化等が顕著である一部の施設につきましては、公共施設のあり方検討委員会において検討をいただき、対象施設の利用についての方針を策定しております。

今後につきましては、村の財産である公共施設を、それぞれの計画を基に適切に維持管理するとともに、まだ方針の定まっていない施設についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今現在、廃止されている施設の管理については、どのぐらいの金額がかかっているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

休止、廃止というところでございますが、私ども、村といたしましては、今、10個の施設の部分が休止または廃止というふうに承知しているところでございます。

まず、旧湯本中学校等に関しましては、維持管理経費でございますが、令和6年度予算ベースでございますが、約290万。白子テニスコートに関しましては90万、あと羽鳥小学校に関しましては、金額はかかっておりません。また、農業施設等に関しましては……失礼いたしました。合計いたしますと、800万ほどの維持管理経費がかかっているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今、トータルで800万ほどの金額がかかっているというふうなことでございますが、これ、もう絶対的に税金というか、村税のみの手当てしかない、収入、財源につきましては。そういった村税で800万のものを毎年毎年利用せずに、維持管理にお金をかけるというのは、これ無駄なことだなというふうに思っているわけでございます。

その部分として、今後の利用計画について検討委員会でやっているというお話がありましたが、今、休止している、例えば、スキー場とか、あとは地熱のハウス、あとは風力、こういったものがどういうふうな形で、今後利用されるように検討しているのか、分かる範囲で結構ですので、お伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

今、議員おっしゃった施設以外にも、産業課のほうで7施設ほどありますので、個別にご

説明申し上げたいと思います。

今、議員おっしゃられた、まず農業促進ハウスでございますが、今年度、取壊しということで、現在、工事を発注しておりまして、今年度内に廃止という形になってございます。

それから、湯本スキー場におきましては現在休止中でありまして、多目的利用ができないということで、昨年度から森林管理署のほうと協議をさせていただいております。森林管理署のほうでは、国の方針としまして、そういった国から貸付を受けた施設、そういったものについてはできるだけ廃止をしていく、それから、別目的の施設とする際には、一度廃止をさせていただいて、新たに申請をいただきたいということで、今現在、協議中となっております。

それから、風力発電施設につきましては、現在、村で取壊しを念頭に置いて進めておりますが、その中で、業者さんのほうから、いろいろご提案なんかもいただいておりますので、そういったものを全体的に考えながら結論を出していきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今、ほとんどの施設が国費、補助金でつくられた施設というふうなことであると思っております。これは、ここに昭和30年の法律第179号、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、これ公務員であれば皆さん誰でも分かると思いますが、この22条の中に財産処分の制限というのがございます。財産処分の制限があつて、この制限の内容としては、各省各庁の許可を得て処分することというふうになっておりますが、今回、農業促進ハウス解体工事費というのが出ていますが、こちらについての承認は受けているのかどうかお伺いしたい。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

農業促進ハウスに関しましては、当時、実証事業ということで、リース物件としてリース期間を設けて、そこまで貸付を受けて建てられたと。その後、無償譲渡という形になっておりまして、リースとともに事業としては終了しておることから、国の処分制限に関する手続は行ってございません。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） これに関して、耐用年数はまだたっていないと思っておりますが、耐用年数内で処分しても結構だということではよろしいのでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

農業促進ハウスに関しましては、耐用年数につきまして8年から14年とされておりまして、経過年数については12年ということで、ビニールハウスになりますと8年になっておりますので、処分しても問題ないかというところで現在進めております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今、8年というふうなことでございますが、鉄骨造りにつきましては多分14年と、鉄骨パイプについては8年というふうなことで、私のほうで理解しておりましたが、多分あそこは鉄骨ハウス、ビニールといえど鉄骨ハウスというふうなことで、耐用年数14年じゃないのかなというふうに考えておりました、その辺について、きちっと8年での協議というのは進んでいるのかどうかお聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

農業促進ハウスに関しましては、先ほどの答弁の中でも説明させていただいたんですが、リースの事業ということで、あくまでもリース終了で撤去という事業になっておりましたので、そこを村で無償で引き受けたということで考えておりますので、国の協議に関しましては、していない状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） そういうようなことで、各省庁との連携が取れているということであれば、それは結構ですが、あそこの地熱の井戸については、どのような形で今後計画しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

地熱の井戸に関しましては、2か所ございまして、ハウスで利用していたもの、それから、国有林を貸付して利用していたものと2つございまして、そちらにつきましても、ハウスの解体に合わせまして、森林管理署と協議をして、設計の中身、そういったものの協議が終わりまして、そこを閉塞するというので、ハウスの解体に合わせて今年度中に閉塞してまいります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 解体の工事の部分については了解しました。ただ、農業促進ハウス、私、当時、担当していたわけですが、このハウスの建設目的が、ただの実験ハウスということでなく、障害者雇用を促進するためのハウスというようなことで造った記憶がございます。皆さん、ここにSDGsのバッジを、副村長以下、皆さんつけていらっしゃいますが、誰も取

り残さないというふうなことで取り組んでいращやるわけですね。これで、湯本地区の障害者の雇用施設というのは、代替えというか、今後、その代わりになるものを考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、湯本スキー場ですとか湯本の農業促進ハウス、そういったことで雇用がなくなるというところは十分理解しております。その中で、具体的にこういったものをつくっていくとか、そういった場を設けるというのは、現在、具体的にはございませんが、そういったのを念頭に今後事業を進めてまいればと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 私からも答弁させていただきます。

障害者雇用というようなことで、確かに私もそこに関わってきましたので、障害者を雇用してきて、レタスハウスの運営もしてきておりました。なかなか運営が採算的にうまくいかなかったり、病気が出たりというようなことがあったり、日照不足もあるというようなことで、廃止という方向に決めましたが、現在、その障害を持った方は、今、湯本支所で障害者雇用の中で働いていただいております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今も現在も雇用の準備、創設をしているというふうなことでございますが、やはりこういったものをつくる時に、そういうふうな約束をしながら、補助金を頂き、これは税金ですから、そういったもので造られたというふうな形です。そういう中でやめるというのには、それなりの理由、そして、それなりの代替えのそういった施設がまずあるべきではないのかというふうに考えます。どういう理由、運営が難しくなったというふうなことでございますが、運営が難しくなったというのは、村が設置した施設ですので、村がやっぱり最後まで、その運営に関する体制を整えていくと。それは人任せでなく、あそこには、確かに指定管理者制度というふうな形で指定管理者にお任せすることができるというふうには書いてありますが、できると書いてあるだけで、村がやらないというふうには一言も書いていないわけですよ、設置条例に関しましては。その辺についてはいかが考えですか。よろしくをお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

あくまでも地熱を利用した実証事業施設というようなことで、いろいろ実証を重ねてきましたが、なかなかこれを継続させていくというのは厳しい状況がございました。その中で、これまでもいいレタスができてはきたんですが、夏場、沢水を取り入れることによって病気が発生してしまった。藻の除去もしていかなくちゃならない。なかなか継続は難しいというお話もいただいて、あくまでも実証事業の施設というような捉え方をしてきましたので、その中で、なかなかもう今後運営が厳しいということで、廃止という判断をさせていただきました。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） 実証事業というようなことで、それはいろんな事情があるからしょうがないと思いますが、その中でも、村として次の、先ほども申し上げましたように、次につながる部分というか、その技術的な実証事業もそこだけでなく、様々な方法を取って、なるべく成功に導くような形で持っていくのが筋でないのかなというふうに考えております。

それと、スキー場は先ほど理由がありましたように、あれですけれども、活用の方法を考えているというようなことですが、風力発電について、今、風力発電は止まっている状況ではございます。風力発電、私、ちょっと条例等を見させていただいたところ、設置条例がないというような形になっております。これはなぜないのかご説明いただきたい。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 3 時 2 1 分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3 時 2 7 分）

---

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

お時間いただきまして、ありがとうございました。

風力発電施設につきましては、平成10年度から事業着手しておりまして、12年度から売電収入を得ているところでございますが、当初から設置条例に関しましては制定しておりませんでした。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） 設置されていないというふうなのは、ちょっと意外な答えでございましたが、特別会計を組んでいたら間違いなく、特別会計を組んでやっていたと思うんですが、その辺は何に基づいてというか、設置条例がそもそもなかったというのがちょっと分からない

いんですけれども、なかった。了解しましたというか、それは、やっぱり設置条例がないというふうなことで、そのままずっと来ているというのもおかしい状態だと思うんですね。今現在、風車自体は残っているわけです、これは。設置条例もなく、どうやって管理しているのかも分からないというふうなことであれば、それはもう一度、何らかの手当て、方法を考えながらいくしかないと思いますが、その辺いかがなものでですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

前にも今後の風車の取扱いをどうするんだというご意見をいただいて、もう廃止の方向ですよというお話をいただきました。その後、何社か事業者から、あの風車を活用するべく、あの一帯の風況調査をさせていただきたいという業者もまた現れたんです。それまでやってきましたが、最終的に、あのブレードを大きくしても、いい風の7メートル以上、最低6.5メートル以上の風が吹かないと駄目だという結論が出まして、結局断念の方向になりそうなんです。村では、もう廃止、撤去をするというような考えで、撤去処分をする考えで方向性を今、決めているところでございますので、前にも議会でも申し上げた中で、なるべく村の負担がない方法でやれないかなという思いでいしましたが、なかなかそれは厳しい状況なので、村で解体、撤去というような方向性を示して、今、どのぐらいの費用でできるのかというふうなことで進めているところでございます。今後につきましては、それが決まりましたら、またお示しをしてみたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今、廃止、撤去の方向だというふうなことでお話をいただきましたが、我々も一時携わってはいましたので、風力発電が6.5メートル以上というのは、確かに風がないとどうしても止まってしまうというふうなことがございますので。ですが、これを今現在、止まっているというふうな状況になっているわけですが、なぜ売電事業をやめてしまったのかというの、一つ疑問に思っているわけでございます。それまでの特別会計でやっている部分につきましては、全くの赤字というのは多分一度もなかったんでないかというふうに思っております。なぜ電気事業者をやめたのか、その辺の理由をお聞かせいただきたい。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

運転停止は令和2年3月に行っておりまして、その前にリブレース事業ということで認定申請を行う形で進めておりましたが、その際に、認定申請を受けるに当たって運転停止の必要があったというふうに伺っております。

〔「もう一回」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘） リプレース事業の認定申請を受けるために、運転停止をする必要があったというふうに聞いております。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 今ほど産業課長から答弁があったように、リプレースというお話がある。その前に、主任技術者、電気の技術者が会津若松から来て、メンテナンスをしていただいたんですが、もうその方に代わる方がいない、ご高齢で、もう難しいというお話をいただいて、いろいろ、これは発電所の実務経験がある方でないと、その主任技術者としてはなれないというようなことで、村もいろんな方々に声をかけてきたんですが、なかなかそこも難しいという状況があって、リプレースというお話がありました。その中で、村で使っているものを廃止して、民間事業者が、当時は国内第一号で、それをリプレースをして、あそこに大型の風車を造って進めていきたいと。村がそのまま継続していくとすると、売電価格が、もうぐっと下がってしまうと。もう当然それでは採算に乗っかっていかない。そのほかにも廃止するに当たっては、解体費用、植林というようなことも出てきますので、民間の企業が請け負っていただくというようなことであれば、村としても大変、これはいい結果が出るなという思いでリプレースも進めてきた経過があって、なかなか、その後、風況調査をいろいろやってきたんですが、6.5メートル以上のいい風を年間で得られないというような中で、断念をせざるを得ないというような状況がありましたので、今の状態になって、前に議会の中でも私もご説明をして廃止をさせていただきますという中で、方向性は決定してきた経過がございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 話は、多分そのような話なんだなというふうに聞いてはいましたが、ただ、協定書を結ぶ際に、リプレースのためにやめるというようなことでやめてしまった後に、実際には契約が結べなかったというようなことだと思うんですね、これ。その契約が結べなかったときに、その間、3年、4年、私はちょっと年数は分かりませんが、もし発電をしていたら年間2,000万から3,000万の利益が出ていたわけですから、今の膨大な解体費用の幾らかでもプラスになったはずではあるんですね。その協定の破棄に関して、なぜその辺の破棄をしたときの違約金というか、そういったものは入っていなかったのか、それについてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

このリプレースを進めるに当たりましては、風況調査を行った中、その中で方向性を決めるということで進めてきました。正式な協定書、それは当然企業だって、これで実際採算が取れるのか、取れないのか、それで協定は結びません。ぜひ、この調査をさせてくださいと、前にも議会で説明をさせていただきましたが、そういう方向で進めてきました。その中での判断、その後も、もっと違った投資者を見つけながら進めていきたいというような話もありましたが、当時は、三菱と日立が風車を国内で生産をしていた時期だったんです。ただ、どちらも徹底をしてしまった。あと残っているのは中国とヨーロッパの企業の風車ということで、中国では実績がなかなか少ないと。ドイツなり、ベルギーなりのものを使うと金額がとてとても張って、もう20年やっても採算には乗らないという中で、断念せざるを得ないというような回答が返ってきました。正式にその話はしていません。企業とすれば、採算ベースに乗るか、乗らないか、風況調査をした中で結果を出すというようなことだったものですから、そういう説明も、これまで議会議員の皆様方には説明をしてきて、この経過に至ったという状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 話は、その話で分かります、分かりますが、一旦建てて、村として公営企業会計でやっていって、ある程度の金額、2,000万から3,000万円の余剰金というか出ていた風車に対して、リプレースの風況調査が先なのか、電気事業者の廃止が先なのかというところで、本来であれば、風況調査をやった後、駄目というふう、それで、採算ベースになって、何というんですかね、事業継続、リプレースしますよというふうなことになる時にやめるというのが、本来一番ではないのかなというふうに思っているわけです。ところが、今の話ですと、リプレースが先、風況が後というふうなことで、その辺について疑問はなかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

当時、FITの料金というようなことがありまして、その時期を逃してしまうと、もう単価がぐっと下がってしまうと。その時期に決めないと、なかなか厳しいというお話もいただいた中で、当然村が休止、それで譲渡しますという確約の下に、経産省がやっているリプレースというような中で進めるというようなことで、全国でも行政、市町村が関わったものが老朽化をしてきている、耐用年数が過ぎたと、そういう中で進めてきたものなので、その時期、そのタイミングを逃してしまうと、もう売電価格がぐんと下がってしまうというような状況だったものですから、その中での説明をしてきたものですから、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 言われていることはね、さっきから同じことの繰り返しになってしまいますので、現実にもう過ぎてしまって、今、こういうふうな状況になって、あとは壊すしかないというふうな状況でございます。ただ、やっぱりそういうものを受ける、そういったものをやるに当たって、もうちょっと慎重にやって、それよりも前に、もう廃止というか、単価が下がるというのは分かっているわけですから、これは年数で契約しているわけなので、その年数の契約が終わった後に、もう廃止をするというふうなことであれば、その前に1,000万なりを稼げているときに、ある程度の蓄えをして基金を積んで、その基金で店じまいをするというふうなことが一番なんじゃないのかなというふうに思います。その辺は優秀な職員の皆さんがそろっていますんで、同じような間違いというか、そういうのではないとは思いますが、何しろ補助金を使って、村の公費を使って、そして、やっているわけですから、村の負担にならないような状態をつくっていただければなと思います。解体費用についての補助金というのは全くないと思いますが、それはやっぱり自前ということでよろしいのでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

解体につきましては補助はないものと考えておりますので、村単独事業の実施になると考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 単独だとは思いますが、やっぱりこれはね、もうどうやったって、そのような形しかないなと思ってはいますが、大体どのぐらいの費用がかかるかというのも、今現在、見込みがあるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

リプレースに当たりまして、事業者さんで見積もった額とか、それから、その後、いただいたお話の中で幾つか金額は、ある程度見込んでいるものはあるというお話は伺っておりますが、お聞きする限りですと結構ばらつきがございますので、今年度、ある程度精査をしていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解です。分かった場合は、算定が出た場合には速やかに村民の皆さんにお伝えして、こういうふうな形で負担を負わずというようなことをお知らせいただければ

というふうに思います。

あと、スキー場も同じような状況にあると思うんですが、今、見ていると、やっぱりどうやったって老朽化が進んでいる、なかなか事業が進まないというようなことで、再利用の道筋というのはなかなか厳しいなというふうには考えていますが、なるべく再利用させていただいて、地域の振興資源として建てたわけですから、その辺も含めて、やめるにしてもなるべく負担のないような状況をつくっていただければというふうに思います。

今後も、この未利用施設、今、質問した部分だけでなく、いっぱい出てきているというふうに感じております。そういう場合に、未利用にならないような、事前に今の季の里の古いほうもそうですが、あそこまで、季の里の新しいほうはリニューアルして、いっぱい人が入っている、それはすごいいいなと思いますが、あそこを建てるまでの四、五年あったわけですから、それにその四、五年の間に、あそこの古いほうの利用というのをもうちょっと真剣に、リニューアルと同時に片方もリニューアルというふうな状況をつくるのが望ましいんでないのかなと思っております。それについては、村長、いかがですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

旧道の駅季の里天栄につきましては、当時、周りの板の部分、それから、基礎に係る部分だったんですが、そこが腐食してシロアリとミミズが出てきたりというようなことがあったものですから、一度、移転してから、その調査をしてから方向性を考えようかと思っていた。専門の方に見ていただければ、一部の桧の木だけがシロアリとかの虫に食われただけで、そのほか調査した中で、それはないというようなことなものですから、今後は利活用というようなことで、いろいろご提案もいただいてきていますし、今後は道の駅に納品をしていた加工のものであるとか、そういったものが、設備がないと、特に漬物関係、梅干し関係はできないというお話もいただいていましたので、様々な要望もいただいております。

また、学習旅行で、行政報告の中で申し上げましたように、仙台の中学生在が農業体験で来ていると。そういう加工施設があれば、なおさら、そういう体験の授業として呼び込めるといってお話もあったりするものですから、いろいろご提案をいただいたので、その中でよりいい旧道の駅の活用をしてまいりたいということで、今、考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

そうですね、あそこは農林水産物直売施設として整備されたわけですから、その目的に沿って、そして、さらにそれを有効利用できるような形で再利用していただければなというふうに思っております。とにかく、片方を建てたから片方はいいじゃなくて、両方、今ある施

設は全て税金で建てている施設でございますので、なるべく有効利用、有効活用していただき、村内の活性化につなげられるようお願いしていききたいと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員の一般質問は以上で終了します。

ここで暫時休議いたします。

（午後 3時49分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時02分）

---

#### ◇ 石 塚 喜 吉

○議長（大須賀溪仁） 次に、2番、石塚議員の一般質問の発言を許します。

2番、石塚議員。

〔2番 石塚喜吉 質問席登壇〕

○2番（石塚喜吉） 天栄村議会会議規則によりまして一般質問を行います。

村内の空き家問題について質問します。

全国の空き家数の推移は一貫して増加傾向にあり、1993年から2023年までの30年間で約2倍となり、空き家率は13.8%とされています。また、この先10年後には、空き家は倍の2,000万戸になると言われております。空き家率は同様に倍の28%と、4戸に1戸は空き家という状況が想定されます。

そこで、村内の空き家の総数はどのくらいあり、住める、住めない等の把握はしているのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村内における空き家につきましては、平成27年度に実施した外観目視による実態調査では、106戸の空き家を確認いたしました。その後、平成28年4月からは空き家バンク制度が開始され、令和5年度末までに58件の申込みがあり、このうち33戸が新たな空き家として確認されたことから、現在村で把握している空き家数につきましては139戸となっております。

次に、空き家の状態につきましては、修繕等を行えば使用可能な空き家は110戸であり、このうち6戸が空き家バンクに登録しております。

これからも適切な利活用ができるよう空き家バンク制度について周知を図り、推進してまいります。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） この空き家を放置することで発生するトラブルやリスクがあると思います。また、景観の悪化や周辺の建物の通行の妨げ、火災の被害、犯罪の温床、動物被害、近隣住民の価値が下がるなど、大きな損失もあると思います。村としては、そういった空き家問題に対するトラブルやリスクについて、どのような認識を持っているのか質問いたします。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

空き家に対してのトラブル、リスクの件でございますが、議員おっしゃるとおり、老朽化が進み、建物の倒壊、周囲への環境面、不法侵入や不法投棄、放火といった犯罪リスクも大きいと認識しておりますので、所有者への適正管理を促すとともに、空き家バンク制度についても周知を図って利活用できるように努めたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 今、空き家バンク等を利用してもらうということですが、現在、空き家バンクに問合せとか、そういった関係のあれはあるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

空き家バンクの運営につきましては、天栄村夢学校のほうに委託しておりまして、今回、固定資産税の納税通知書のほうに空き家バンクのチラシのほうも入れて送付させていただきました。そのこともありまして、件数は把握してはございませんが、運営する側のほうから、相談の問合せが増えているということは聞いております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 空き家の発生を抑制するために、所有者の方々の把握をして、所有者の方々に適正な土地利用、家屋の管理をしていただき、長期放置のないよう村からの働きかけ、所有者が高齢者であったりだとか、また、長期放置などの問題で自分自身で管理ができなくなると、今後ますます空き家が増えることも考えられます。村からは空き家バンク等にて有効利用に努めるということですが、今後、そういった空き家バンクのPRをどのような感じでやっていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

PRにつきましては、今までもやっておりますが、村のホームページとかチラシ、それか

ら、不動産業者のほうにもチラシ等を配りまして周知しているというところで考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 今後もますます空き家が増えてくると思いますので、村からも、さっきも言いました空き家バンク等のPRを有効に努めていただき、移住者をもっと増やせる状況にしていきたいと思います。

私の一般質問は以上になります。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員の一般質問は以上で終了します。

---

### ◇ 齋 藤 寿 昭

○議長（大須賀溪仁） 次に、1番、齋藤議員の一般質問の発言を許します。

1番、齋藤議員。

〔1番 齋藤寿昭 質問席登壇〕

○1番（齋藤寿昭） 天栄村議会会議規則によりまして一般質問を行います。

認知症徘徊による行方不明者の対応と対策について伺いたいします。

近年、近隣や全国で認知症徘徊での行方不明者が増加傾向にあり社会問題となっておりますが、警視庁の調べでは、2022年に認知症あるいは疑いで行方不明者の届けがあった件数が延べ1万8,709人、こちらの数字は10年前から倍増で過去最多となっております。そのうち死亡451人、所在確認できずが284人、こちらの数字は2024年4月14日放送のNHKスペシャルのサイトから抜粋した数字となっております。こちらになっているということで、村での認知症あるいは疑いの徘徊行方不明者、徘徊への対応と具体的な対策について伺いたい。

また、2023年6月に新たな法律、認知症基本法が成立しました。こちらは2024年1月1日から施行されております。今後の認知症の政策の土台となり、行方不明の対策などにも生かされます。

そこで、認知症基本法の施行後の対策で、村の具体的な取組を伺いたい。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村内において認知症が要因と思われる高齢者が行方不明となり、村消防団が出動するなど広範囲に搜索した件数は、過去5年間で1件となっております。このとき行方不明になった高齢者は、無事に発見されております。

村では、平成29年度から認知症により行方不明になる不安を感じている方へGPS端末機

を貸与する事業や、徘徊する可能性のある高齢者に対して、衣服に貼るQRコードを無料で配付する事業を行っております。

また、認知症に関する理解促進を図ることを目的とした認知症サポーター養成講座の開催や、認知症の早期診断、早期対応に向けた認知症初期集中支援チームを鏡石町と共同で設置するなど広域的な取組も行っております。

本年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法は、認知症の人を含めた国民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会の実現が目標に位置づけられております。

村では、認知症基本法の理念に基づき、今までの取組を充実させ、体制整備や効果的な活動への検討を行い、認知症による行方不明の発生につながらないように、認知症の初期の支援を包括的に取り組んでまいります。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 徘徊行方不明者への対応と具体的な対策についてですけれども、平成29年3月からGPS貸与の運用を開始したということですが、運用を開始してからの利用者の人数と問題点について伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 答えいたします。

GPS機器の貸与につきましては、平成20年からこの事業を実施しておりますが、現在まで利用の申請はございません。その問題点についてのお話でございますが、認知症の相談を受けた際に、村、地域包括支援センターなどの相談の中で、認知症の初期の段階から本人や家族に関わり、専門の医療機関等の受診につなぐ対応をしております。それによりまして重度化を防ぐことで、機器の利用が出てこないというようなことが要因ではないかと捉えております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） その問題点の中に、事前にも地域包括のほうにご相談をして、そういった、使うというところまでいっていないということではなかったでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 答えいたします。

地域包括支援センターでご相談を受けた際に、GPSの機器のご提案もしているということですが、なかなか利用まではつながっていないという状況でございます。先ほどもお話ししたとおり、医療機関を紹介しまして、そういった精神科等の医師に診ていただくことで、

服薬により症状が落ち着いたり、あとはデイサービスセンター等の介護サービスを利用することによって、ある程度症状が落ち着いてきたというようなことも伺っておりますので、そういうほかのサービスを使うことによって症状が落ち着いていることで、機器の利用につながっていないというようなことだと捉えております。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） 了解いたしました。

その中で、現在では厚労省が定める福祉用具貸与品13品目というのがございますが、その中に徘徊感知器とGPSを合わせた複合機能商品というのがございます。こちらは介護保険適用ですが、GPSに関しては実費のオプションというふうになってはいますが、今現在、福島県内、こちらでも幅広く活用されている商品でございます。これは、隣接する須賀川市、西郷村、矢吹町も含まれております。中でも矢吹町ではGPS単体、こちらでも介護保険適用で運用されている商品があります。GPS単体での介護保険適用については、各自治体での見解にばらつきがあるということで、村の対応のほうをお伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 答えいたします。

福祉用具の貸与というところで、認知症老人の徘徊感知器が、議員おっしゃられる用具になろうかと思われませんが、こちらの機器のGPSのオプションについての取扱いが、市町村によって異なっているということでございますが、内容につきましては、機器にもいろいろな種類がございますので、国のほうで示している内容も含めて、保険者として、そちらのほうは中身を検討していきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） そちらのほうのGPSのほうは了解しました。今、いろいろなGPSを使った商品とかが出ていますので、そちらをうまく活用していけば、行方不明者の捜索になった場合にもすごく役立つと思いますので、そちらはぜひ検討していただきたいと思います。

2 番目の質問で、認知症基本法の施行後の対策で、村の具体的な取組をお伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 答えいたします。

認知症基本法でございますが、施行されて間もないというところでありまして、今後、国のほうから認知症施策推進基本計画という国の計画が、秋頃を目途に策定されるというふうにも伺っております。そちらの内容を踏まえまして、村のほうでもどのような対応をしていく

か検討していきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） まだできたばかりの法律ということで、秋頃に国、県のほうから、そういった指針が出てくるとは思いますが、既に村では様々な取組がなされていると思いますが、認知症の支援、予防対策として認知症カフェですね、こんちゃんカフェの運営や認知症サポーター養成講座を定期的で開催されていると思いますが、認知症サポーター養成講座の今までの受講者数を把握していれば教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

認知症サポーター養成講座の受講者数ですが、今までの総数はちょっとつかんでおりませんが、主に民生委員さんとか、そういった福祉に関わる方々に受講していただいて、認知症の理解に努めているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） こちらの受講者数とかというのは、多分、県とか国のオレンジプランというやつですか、そういったものに、もう受講者数が20万人を超えているとかというのがあるので、多分そちらの数字もあるかと思うので、後で教えていただきたいなと思います。

その認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランというのがありますが、そちらの認知症サポーターの養成について、大人だけでなく小中学生にも広げるとともに、認知症の方に関わることの多い業界、例えば金融機関、郵便局だったり、交通機関にも拡大とあり、早期から認知症の方とその家族への正しい知識、理解と支援に取り組むためにも、小中学生への受講も村では考えているかをお伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 4 時 2 6 分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4 時 2 6 分）

---

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お時間をいただき、ありがとうございます。

お答えいたします。

認知症のサポーター養成講座でございますが、教育部局とも協議して、今後そういった子

どもたちにも広げていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） 認知症の方が行方不明とかになったり、お孫さんだったら、おじいちゃん、おばあちゃんとか、家族の中にそういった認知症の方がいると大変家族が苦しいと思いますので、ぜひその辺は教育現場でも福祉という面で、そういった認知症サポーターの養成講座も小中学生にも進めていただければと思います。

2020年時点で認知症の患者の数は全国で600万人、2025年には700万人、これは65歳以上の高齢者、5人に一人が認知症になるという割合の試算結果が出ております。これまで行われてきた取組は、行政、家族などの目線が重視されてきましたが、新しい法律、認知症基本法では、まちづくりなどを進めるときに認知症の本人から話を聞くということが明記されております。その意思や考えを尊重した社会をつくっていくことを目指すこととなっております。国や地方自治体には、移動の交通手段の確保、行方不明者の早期発見のためには地域の見守り体制の整備などを求めているため、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

私の一般質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでした。

（午後 4時29分）

6 月 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和6年6月天栄村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和6年6月13日（木曜日）午後2時開議

- 日程第 1 報告第1号 令和5年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 2 報告第2号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 3 議案第1号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第2号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第3号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第4号 天栄村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第5号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第6号 令和6年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第7号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算について
- 日程第10 陳情審査報告
- 日程第11 各委員会閉会中の継続審査申出
- 日程第12 発議案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第13 発議案第2号 国に対し学校給食費の無償化を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議案第3号 県に対し学校給食費の無償化を求める意見書の提出について  
招集者あいさつ

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1 番 齋 藤 寿 昭

2 番 石 塚 喜 吉

3 番 吉 成 邦 市

4 番 馬 場 吉 信

|           |         |     |       |
|-----------|---------|-----|-------|
| 5 番       | 大 浦 トキ子 | 6 番 | 服 部 晃 |
| 7 番       | 小 山 克 彦 | 9 番 | 円 谷 要 |
| 10 番      | 大須賀 溪 仁 |     |       |
| 欠席議員（1 名） |         |     |       |
| 8 番       | 熊 田 喜 八 |     |       |

---

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                 |         |                        |         |
|-----------------|---------|------------------------|---------|
| 村 長             | 添 田 勝 幸 | 副 村 長                  | 揚 妻 浩 之 |
| 教 育 長           | 長 場 壮 夫 | 参 事 兼<br>総 務 課 長       | 小 山 富美夫 |
| 参 事 兼<br>企画政策課長 | 熊 田 典 子 | 税 務 課 長 兼<br>会 計 管 理 者 | 塚 目 弘 昭 |
| 住 民 課 長         | 星 裕 治   | 健康福祉課長                 | 森 和 昭   |
| 産 業 課 長         | 芳 賀 信 弘 | 建 設 課 長                | 櫻 井 幸 治 |
| 湯 本 支 所 長       | 星 淳     | 教 育 課 長                | 関 根 文 則 |
| 生涯学習課長          | 黒 澤 伸 一 |                        |         |

---

職務のため出席した者の職氏名

|                 |         |     |         |
|-----------------|---------|-----|---------|
| 参 事 兼<br>議会事務局長 | 北 畠 さつき | 書 記 | 石 井 貴 也 |
| 書 記             | 渡 邊 久 美 |     |         |

---

### ◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

8番、熊田議員より、入院加療中のため欠席の届出がありました。

（午後 2時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

---

### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、報告第1号 令和5年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 報告第1号 令和5年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、令和5年度天栄村一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和6年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

次の令和5年度天栄村一般会計繰越明許費繰越計算書により説明をいたします。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に申し上げます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業1,758万9,000円、繰越額、同額、財源の内訳は国庫支出金1,758万9,000円でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰対応生活支援商品券発行事業2,400万円、繰越額900万円、財源の内訳は一般財源900万円でございます。

物価高騰対応重点支援給付金給付事業2,090万円、繰越額867万円、財源の内訳は国庫支出金867万円でございます。

3項児童福祉費、保育所移転整備事業1,417万円、繰越額、同額、財源の内訳は地方債

1,360万円、一般財源57万円でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、道の駅「季の里天栄」施設改修事業3,913万1,000円、繰越額3,440万1,000円、財源の内訳は一般財源3,440万1,000円でございます。

糯田地区水路改修事業500万円、繰越額、同額、財源の内訳は一般財源500万円でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業3,950万円、繰越額、同額、財源の内訳は国庫支出金が693万2,000円、地方債2,280万円、一般財源976万8,000円でございます。

10款教育費、1項教育総務費、公立学校等暖房機更新事業330万円、繰越額、同額、財源の内訳は一般財源330万円でございます。

2項小学校費、公立小学校空調設備整備事業1,180万円、繰越額、同額、財源の内訳はその他1,100万円、一般財源80万円でございます。

3項中学校費、公立中学校空調設備整備事業190万円、繰越額、同額、財源の内訳はその他150万円、一般財源40万円でございます。

6項保健体育費、天栄村体育館照明改修事業490万円、繰越額、同額、財源の内訳は一般財源490万円でございます。

合計が1億8,219万円、繰越額1億5,023万円、財源の内訳は国庫支出金3,319万1,000円、地方債3,640万円、その他1,250万円、一般財源6,813万9,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ繰越明許費で、道の駅の改修工事と小学校の空調設備となっているんですけれども、これいつ、もう終わるんですか、これ。どのぐらいの時期に終わるんですか、もう暑いのに、それを聞きたいんですけれども。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

道の駅の空調設備でございますが、昨年度から進めておりまして、資機材が入らないということでしたが、6月5日に試運転がもう開始になりまして、現在使用できるということで、今、試運転を行っておりまして、今月完了となっております。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

小学校、それから中学校の空調設備につきましても、6月には設置を終わってしまして、いつでも稼働できるような状況になっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） ここまで、6月までって、終わったのかい。終わったんですか、今も。6月までって、もう6月間もなく、もう10日過ぎているんですから。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。失礼しました。

設置は終わって、設置完了して稼働できる状態になっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 繰越明許の部分ですが、これだけの数の繰越明許があるというのは、ちょっとあまり理解できないでいます。単年度会計が原則で、契約もその単年度会計に基づいて契約はしているはずですよ。なぜ、このように繰越明許が多いのか、ご説明をいただきたい。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほど教育課及び産業課の方でもご説明を申し上げましたが、主な事業としまして、エアコン等の設置という事業がございます。そういった中で、資材等が入らないということで繰越明許の、やむを得ず繰越明許とした事業が多いということがございます。

また、3月定例会の、そのほかでございますが、社会保障・税番号制度システムや物価高騰対応生活支援商品券発行事業等、年度をまたいでの、これ国等の事業ではございますが、そういった事業が国からいただきまして、そのシステム改修になり、また、先ほど申しました給付金事業等が年度もまたいで事務を進めなければならないということで、繰越明許という事業として今回報告をさせていただいたというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） いや、言っていることは、エアコン入らないという話は聞いていますが、契約のときに、期日は昨年度の契約をしているわけですよ。契約をしているにもかかわらず、相手方が履行できないということではないのかというふうに思いますが、また、水路の

改修工事等もありますが、標準工期をきちっと守った上で発注はしていると思うんですが、その辺、なぜこういうふうになるのかがよく分かりません。その辺も教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

まず、空調機に関しましては、物がもう入らないと、電線がなかなか順番待ちでないと入ってこないという情報が入ってきたものですから、議会に説明をして早めに発注をしないと順番待ちというふうな、今までにこんなことがやっばりなかったんです。今までだと、注文して何か月とかって、そういう回答が入っていたんですが、まだ皆目見当がつかないという状況が、昨年、一昨年と続いてきました。議員もお分かりのように、半導体、車も納車が1年以上かかっている、2年かかる、3年かかるというふうな状況だったものですから、そこで発注をした中で、それからじゃないと回答が入ってこない、それを分かって、議会に早めにオーダーをしなくちゃならない、そうじゃないと物が入ってこないというようなことで説明をした中で、ここまで物の機器についてはきました。

あと、糯田地区の排水路に関しましては、どうしても雪の状態とか、少なかったんですが、その工事が進めていけないというふうなこと。それと、県との協議で、逆勾配のところもあったものですから、その状況の協議をしてきた中で、一番いい方法を取ってきたので、繰越していい時期にそれを進めてきたというふうなこと、水も一番使わない時期、その時期に整備をしなくちゃならないというふうなことで、今は完全に終わっておりますが、湯本地区で今、用水路に使う水ですので、そこにあのような形で繰越しをしながら整備をしてきたというふうなことで、どうしても、その地域的な、あとは雪の状態があったというふうなことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 言われていることは分かっています、手続上ですよ、行政としての手続上、繰越明許なのかということです。物が入ってこないのが分かっているのに発注していると、それは継続費なりということになってくるのではないかと、その辺、副村長よく分かっていると思いますので、なぜこれを、そういうふうな契約の方法を選ばなかったのか、ご説明いただきたい。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、確かに複数年かかるものについては、継続費を設定するというような措置が望ましいであろうというふうに、それは村のほうでも思っております。

ただ、今回につきましては、分かっていたから、そういう制度に沿ってやるべきであろうということのご意見だと思うんですが、そのように何年もかかるものではなくて、年度をまたいで、ある程度の期間になれば完了できるという見通しも立っておりましたので、そこは議会のご理解をいただきながら、繰越明許費で翌年度に繰越しという手続で執行させていただいているということでございます。ご理解いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 分かっているやらないというのは、コンプライアンス違反ですよ、それ。議会に総意を得たから、単年度で契約をして明繰りをするというふうなことではなく、分かっていたのであれば、最初から継続費なりを設定して2年間にわたって行うというのが、通常の公務員としての仕事ではないのかということを言っているわけです。

ですから、今回これ、こういうふうな形でやってしまったものはしょうがありませんが、本来であれば継続費なり、あとは、もっと複数年にわたれば債務負担行為ということも考えられるでしょうか、今回の、これだけ明繰りが出るというのは、ちょっとおかしい。

我々、私も現職の頃、明繰りするには、物すごい気を使っていました。繰越明許というのは、外的要因があって、どうしても終わらないというものがあって初めて明繰りになるわけであって、これほどの、それも単独の予算ですよ、一般財源の予算、地方債なり国庫支出金で入ってくるのが遅くなったというんだったら話は分かります。これは、国会の審議が遅れてしまったとかです。そういうんだったら分かりますが、そうじゃなくて、一般財源である部分についても、これだけ繰越しをするというのは、ちょっと異常だと思いますが、副村長、その辺の考えはどうですか。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えいたします。

確かに議員おっしゃることも、そのとおりだと思います。繰越明許にするか、それとも継続費を設定するか、債務負担行為をするかと、そういう選択がございますので、そこは今後、その事業の内容によりまして、適切な方法で計上をさせていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ご理解いただけるというようなことでございますので、我々法令遵守というのは、もう大前提です、これは。地方公共団体の予算は単年度会計というのは、もう大前提の下にやっているわけですから、その辺をきちっと理解して、いや、もう皆さん優秀な職員がやっているのに、これほどの繰越しが出るというのは、私ははっきり言ってびっくりしていますので、今後ともきちっと法令遵守、コンプライアンス遵守というふうなことでお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） ちょっと私からも答弁させていただきます。

今ほど、議員言ったことは、十分私も分かっていますので、ただ、今回の場合は、この空調機、このエアコンについては、今年のこの暑さ、昨年もすごい猛暑の中で、ここに間に合わせるのには、年度をまたいで、そこで発注しないと物が入らないということがあって、今年の暑さに、今年の夏に、もう今、30度になって、なっていますよね。そこに間に合わせたんだということで、議会議員の皆さんにご説明を申し上げて、こういう形で進めますよと、全然法令遵守をしないで進めてきたわけでもありません。それ以外のものは、きちっとそこは守って、職員もきちっとやっていますので、今回、この空調機等々、やっぱり入らない、そういう情報があったので、ここは説明をさせていただいて、こういう形で、何とかこの夏に間に合う方法、これを新年度でやっていれば、この夏の暑さで、今年、じゃ入りませんでした。来年になりました。猛暑だという情報も入っている中で、私の判断でこれは進めさせていただきましたので、ここについてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 村長、今、言っているのは、理解しているということでお話をしているわけです。

ただ、手続的に、さっき副村長にもお話ししましたが、そうであれば、昨年度の段階で継続費を設定して、2年間でやるのが通常だということをお話ししています。それが、子どもたちに負担をかけないとか、かけるとかという話ではないんですよ、これ。それは、ちゃんと理解できていますかね。今の話だと、説明をしてやれば、単年度で先に発注して繰り越してもオーケーだというふうなことに聞こえてしまいます。そうではないですよ。入ってくるのが分かって、2年にわたるというのが分かっていたというふうなことであれば、やはり継続費をきちっと設定して契約をするというふうな形が望ましいというか、それが妥当だと思いますが、いかがですか。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えをいたします。

複数年にわたって、何というのでしょうか、工期が長いとか、そういうものについては、確かにおっしゃるとおりだと思います。

ただ、繰越明許費は、天栄村の場合は3月の議会でしかやっておりませんが、最初から分かっている場合、国とか県もそうですけれども、当初予算から繰越明許費を設定して執行し

ているという事業もあるやに聞いておりますので、今後につきましては、そういったことも含めまして、より適正な事業内容に沿った予算の執行の在り方を取ってまいりたいというふうに思います。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） 言っていることが、私が言っていることが、間違っているのかというふうに感じてしまいます、本当に。そうではないでしょう。単年度会計でやって、そういう状況が、皆さんちゃんと調べた上で、もう精査した上で分かって、ああ、これはやっぱり年度内に発注しなきゃならない、子どもたちに暑い思いをさせてはいけない、それは分かる。でも、それが、物が入らないというのが分かっていたのであれば、継続費を設定して、2 か年にわたってきちっと契約をすると、それがやっぱり契約の本来の在り方でありまして、ましてや請け負った業者さん、業者さんも本来であれば違約金というか、業者はこの契約で受けたのに、じゃどうなんだと言われたら、業者さんも困るでしょう。繰越明許で、契約しているんですよ、契約、単年度で年度内契約をしたわけでしょう。そういうことも含めて、私は言っているんで、その辺はちゃんと理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

本件は報告案件でありますので、これにてご了承願います。

---

### ◎報告第 2 号の上程、説明、質疑

○議長（大須賀溪仁） 日程第 2、報告第 2 号 令和 5 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 3 ページをお願いいたします。

報告第 2 号 令和 5 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 1 項の規定により、令和 5 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和 6 年度へ繰り越したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和6年6月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書によりご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、事業名、進入路整備事業、金額680万円、翌年度繰越額、同額、財源内訳、一般財源680万円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

本件は報告案件でありますので、これにてご了承願います。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第1号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長兼会計管理者 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長兼会計管理者（塚目弘昭） 議案第1号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例。

天栄村税特別措置条例（昭和58年天栄村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村税特別措置条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

改正点につきましては、お手元の資料、議案第1号説明資料をご覧ください。

今回の改正につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務

省令第31号)の改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象者である特別償却設備設置者となるための取得等の期限を令和9年3月31日まで延長するため改正を行うものであります。

新旧対照表にてご説明いたします。

第3条の2につきまして、過疎地域における課税免除について、固定資産の課税免除の対象者である特別償却設備設置者となるための取得等の期限を令和9年3月31日まで3年間延長するものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第2号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 議案第2号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則。

施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

経過措置、第2条、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれのあるときは、当分の間、この条例による改正後の天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は適用しない。この場合において、この条例による改正前の天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをお願いいたします。

本改正につきましては、児童福祉法の一部改正により、国が示す家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

主な改正内容ですが、第29条、第31条、第44条、第47条、それぞれ市町村が許可する小規模の保育事業を実施する事業所の職員の配置基準について、国の基準に準じて改正をするものであります。

また、附則第2条の経過措置により、保育の提供に支障の及ぼすおそれがあるときには、当分の間、改正前の設置基準により運営することが可能となっております。

なお、本村内において、家庭的保育事業等を行っている事業所がないため、本改正による影響はございません。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第５、議案第３号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 議案第３号 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和６年６月１１日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年天栄村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の4ページをお願いいたします。

本改正につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の省令が改正されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

主な改正内容ですが、第15条第1項第1号の地域包括支援センター運営協議会の定義規定が改正されたことから、所要の改正をするものであります。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第4号 天栄村地域包括支援センターの職員及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 議案第4号 天栄村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年天栄村条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料5ページをお願いいたします。

本改正につきましては、議案第3号と同様に、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の省令が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

主な改正内容ですが、第2条第2項の地域包括支援センター運営協議会の定義規定が改正されたことから、所要の改正をするものであります。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第5号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 議案第5号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例。

天栄村村営住宅等条例（平成9年天栄村条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、同号イ中「第10条第1項の下に「又は第10条の2（同法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村村営住宅等条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料6ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が、令和6年4月1日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

第5条第2項第8号におきましては、関係法令に伴う文言の整理を行うものであり、同号

イ中におきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条の接近禁止命令等の要件に、第10条の2に規定される退去等命令が新たに設けられたことによりまして、追加するものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中ではありますが、暫時休議いたします。

（午後 2時44分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時00分）

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第6号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 議案第6号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,640万円とする。

（地方債の補正）

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

19ページをお願いいたします。

まず、第2表、地方債補正の追加でございます。

起債の目的及び限度額の順に申し上げます。

1、消火栓整備事業、250万円。

2、下松本地区横断暗渠改修事業、1,100万円。

起債の方法は証書借入又は証券発行。利率は年2.0%以内。ただし、利率の見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができるとでございます。

なお、1の消火栓整備事業につきましては、緊急防災減災事業債、2の下松本地区横断暗渠改修事業につきましては、緊急自然災害防止対策事業債の活用を予定しております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、地方債の変更で、借入額の限度額の変更でございます。

まず、起債の目的、1、保育所移転整備事業でございますが、水道工事費の増加による水道事業会計負担金の増額に伴う限度額の変更によるもので、限度額2億4,750万円から2億5,050万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還方法につきましては、変更はございません。

また、本事業につきましては、過疎対策事業債の活用を予定しておるところでございます。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額457万3,000円の増。こちらにつきましては、児童手当制度改正に伴う子ども・子育て支援事業費補助金の増によるものでございます。

17款県支出金、2項県補助金、10目土木費県補助金、補正額475万円の増。こちらにつき

ましては、電源立地地域対策交付金475万円の計上でございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額800万円の増。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、補正額5,550万円の増。こちらにつきましては、小規模団地造成事業に充当するため、基金から繰り入れるものでございます。

22款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額2,477万7,000円の増。こちらにつきましては、まず、児渡地区小規模治山事業に係る受益者負担金として、治山事業負担金25万円の増。地方公共団体情報システム標準化・共通化事業に係る補助金としまして、地方公共団体情報システム機構からのデジタル基盤改革支援補助金2,452万7,000円の増によるものでございます。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額250万円の増。

2目土木債、補正額1,100万円の増。

4目民生債、補正額300万円の増。各目とも町債の追加補正でご説明しましたとおりの増減でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額51万7,000円の増。こちらにつきましては、児童手当制度改正に伴う人事給与システム改修業務委託料の増及び丸山集会所バリアフリー改修に係る集会施設等整備事業補助金の増によるものでございます。

2目文書広報費、補正額26万8,000円の増。こちらにつきましては、広報てんえい用のカメラ購入費の増によるものでございます。

6目企画費、補正額8,002万7,000円の増。こちらにつきましては、まず、白子地区小規模住宅団地造成事業の実施に伴いまして、12節委託料に分筆測量業務委託料としまして250万円、14節工事請負費に造成工事費といたしまして4,900万円、18節負担金、補助及び交付金に水道事業会計負担金としまして300万円、21節補償補填及び賠償金に電柱移設補償料といたしまして100万円を計上しております。また、自治体システム標準化作業業務委託料として2,452万7,000円も計上しているところでございます。

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額300万円の増。こちらにつきましては、保育所移転整備に伴う上水道布設工事のため、18節負担金、補助及び交付金に水道事業会計負担金を計上しております。

2目児童措置費、補正額425万4,000円の増。こちらにつきましては、児童手当制度改正に伴い、児童手当システムを改修するため、12節委託料として児童手当システム改修委託料を計上しております。

6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、補正額250万円の増。こちらにつきましては、児渡地区における小規模治山事業の実施に伴いまして、14節工事請負費に250万

円を計上しております。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額1,059万円の増。こちらにつきましては、12節委託料に維持工事設計委託料として300万円、また、作業用車両更新のため、17節備品購入費に759万円を計上しております。

なお、令和5年度に、電源立地地域対策交付金を活用いたしまして、作業用車両を購入する予定で、いすゞ自動車と契約をし、事業を進めておりましたが、今年に入りまして、いすゞ自動車側から、排気ガスセンサーの不具合による出荷停止の処分を国より受けたため、年度内納品が困難との連絡をいただきました。その後、県とも繰越しの協議を行いましたが、繰越しはできないとの判断を受けると同時に、新年度に改めて申請をするよう指導を受けたため、いすゞ自動車との契約の解除を行いまして、この事業を中止としたものでございます。今回、改めて申請を行いまして、内示をいただいたため、補正予算として今回計上したものでございます。

続きまして、2目道路新設改良費、補正額1,100万円の増。こちらにつきましては、下松本地区県道横断暗渠改修に係る実施設計業務委託料といたしまして、12節委託料に1,100万円を計上しております。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、補正額250万円の増。こちらにつきましては、保育所移転整備に伴いまして、敷地内に消火栓を設置するため、18節負担金、補助及び交付金に、水道事業会計負担金としまして250万円を計上しております。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額55万6,000円の減でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 22ページの企画費の工事請負費、小規模住宅団地敷地造成工事費4,900万円、これは役場の東側のことを言っているんだと思うんですけども、あそこの面積に対しての、この4,900万円の費用の中身かな、工程、どういうふうな工程で幾らかかっているのかという、その中身、できれば教えてもらいたいんですけども。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

造成費の4,900万円につきましては、5区画造成する工事費、全てにおいて計上させていただいております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） じゃ、その全てを教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 3時13分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時15分）

---

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お時間をいただきありがとうございます。

造成工事の内訳ですが、工事名だけ申し上げます。敷地造成工、擁壁工、それから地盤改良工、雨水排水工、汚水排水工、通路工になります。

水道事業につきましては、22ページに掲載しております水道事業会計負担金の中で行います。下水関係につきましては、こちらの造成の工事費に入っております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） いや、この工事、造成工事の中の内訳は大体分かりましたけれども、この4,900万円の内訳の中で、雨水とか汚水とか通路関係のこの事業関係で、大体個人で汚水ますを設置する、いろいろ引き入れたり何だりするのには、そんなには金はいかからないと思うんですよね、何十万くらいしか。

だから、これ4軒ですか、一応計画しているのは。5軒。5軒計画していれば、1か所、そんなに、あと道路のその擁壁とかそういうのは、そんなにはかからないと思う、だから、造成そのものは、今の皆さんも通って見ていると分かるんですけども、もともとあそこは宅地あったところと、あと農地のハウスあったところで、ほとんどそんなあまり動かす必要のない土地なんですよ、あそこは。それにもかかわらず、4,900万円、保育所のこの前も、議題に出ましたけれども、前に、そのとき、あそこは工事費が六千何百万ですよね。六千何百万だ、保育所のところは、あそこの造成工事。

だから、たかだかこっちは整地されて、あまりそんなに動かすはないような、誰が見てもすぐ家が建てられるような状態で、片方は田んぼだから、いろいろなかなか容易でない造成の仕方はあると思うんですけども、それでも2,000万くらいしか変わらないんですよね。面積も少なくて。だから、どういうふうな4,900万円の費用の出し方をしたんだか、私も分からないんですけども、それは設計士が出したんだか。

もう一度聞きますけれども、その4,900万円、本当にその明細、その造成だけの明細は出せないんだね、金額は。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

保育所の造成に比べて高いのではないかなというようなご質問でございますが、保育所の場合には、真っさらに平らにならず感じだと思ふんですけれども、分譲地につきましては、平らにした後、50センチぐらい下げて、また次の段を造って境界に擁壁を全て積むような設計です。西側と東側にも擁壁を入れるようになりますので、経費のほうは保育所より高くなります。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） いや、それ課長が説明することは分かるんですけれども、擁壁を入れるから、段差にするからと。でも、今まで現状を見た段階で、段差を造るのは簡単で、ただ擁壁を、何の擁壁を入れるか、やるか、問題は。現場打ちでやるんだか、L型入れて擁壁を造るんだか、いろいろあるでしょう、やり方として。だから、そういう中身をやっぱり知らないで、こういうのだと大体できたものをどすんと入れれば、ただ掘ってぱっと入れれば、下だけコンクリートで固めるだけだから、仕事は楽なんです。

だから、中身、本当に私は、あそこをやって5棟建てるから、あの4,900万円かかりますよ、造成にと言われても、なかなかぴんと来ないんですよ、やっぱりたまたま保育所があったものですから。聞いていますか、50センチの段差なんて知れたものですから、面積が小さいんですから、見たって分かるでしょう、それが妥当かどうかということなんです。

後で、これ長くなつてはあれですから、そういうふうな擁壁を入れたり段差を造るから、お金がかかる。じゃ詳しく説明していただけるんですか。どうぞ。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

前に、全員協議会の中で平面図はお配りさせていただいて、L型擁壁を、各5区画やるものですから、西側、東側、南側あるものですから、あと、今度は進入路が入りまして、あとは雨水排水、そのために今度はU字溝もそこに入れるようになります。U字溝も入ってくるので、あとはその分、盛土も当然出てきます。

今、議員がご指摘のように、保育所の造成工事、これは1億弱でございますので、その開きは当然出てきております。図面を見ていただいて、どういうふうになっているのかなと、多分それは分かるかと思うんですが、またお時間をいただければ、その図面を見ながら、また一緒にご説明はしていまいりたいと思いますが、それを見ていただくと、構造物もどういうものが入るかというのは分かるかと思うしますので、もし分からなければ、またご説明はさ

させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大須賀溪仁） 9 番、円谷議員。

○9 番（円谷 要） これは結局、宅地造成して土地だけを売するという計画ですよね。家を建てて売るんでなくて、土地を販売するという形でしょう。

ただ、説明は分かります。こうやらないと擁壁入れたり、U字溝入れたり、道路造ったりというのは、それは分かります。家、住むところですから。ただ、面積的にどうかなという話をしているんです。ただ、妥当な金額なのかなということだけだと、ちょっとあまりにも大きい、造成して擁壁造って段差造ってU字溝入れて、道路造る。そんなには、こんなに莫大な金額はかからないような気がするんですけども、まあ、いいでしょう。あとでそれ、図面とあれと出してもらって説明を受けて、出したんですか。じゃ、後で確認します。

ただ、今これ補正、この補正で上がったものでは、これから、じゃ、この4,900万だから、一般入札なんですか。これから、じゃ入札にかかるということだよ。

じゃ、後で図面は私は確認します。あと、分からないときには担当課長に言って、ちょっとお話を聞いたりして、内容をちょっと調べたいと思ひますので、はい、分かりました。

あと、もう一つ、今、総務課長からも説明があったように、一番下の作業用車両759万、この金額は、昨年度契約したときの金額とほぼ同額の金額でまた契約するようになるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

金額につきましては、昨年度よりは、物価高騰もありまして多くなっている部分がございますが、昨年度の車両につきましては、それで終了ということで、また新たに入札を行って整備するような形を取りたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 9 番、円谷議員。

○9 番（円谷 要） 前に契約したメーカーと、また同じなの、今回も、入札これ入った、取った業者は。ちょっと説明してください。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

入札におきましては、予算が獲得された後に行うものでございますので、これからということでご承知おき願ひたいと思ひます。

○議長（大須賀溪仁） 9 番、円谷議員。

○9 番（円谷 要） そうだね、一般予算だものね、これから入札だもんね、申し訳ない。

入札で、また前の業者が取るようにであったらば、そういう経歴や経過があるものですから、そのときは何かひとつ申入れをして、サービスしてもらおうとか、金額を安くしてもらおうとか、そういう構想もやっぱり含めてやったほうがいいんじゃないかと思いますよね。はい、分かりました。

では、以上で私は終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今、円谷議員が聞いたのと同じなんですけれども、その4,900万という  
ことは、1区画何坪でいくらで、売価がいくらなのかのですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） 答えいたします。

5区画ありまして、坪数ですと、一番小さいところが79.59、79坪ですか、一番大きいところ  
で104坪ぐらいになります。

売値につきましては、今、近隣市町村の状況などを調べておりまして、そちらを参考にし  
ながら、あと大山団地、春日山、北小屋などの価格なども参考にしながら、これから決めて  
いきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 大山団地といっても、今、坪5万ぐらいでしょう、売っているのは。5  
万、5万で売ったって、これ100、一番大きいので104坪ですよ。これ500万でしょう。この  
1,000万の工事費はどこに行くんですか、これ。1人1,000万で、大体ざっくり計算するとな  
りますよね、4,900万かかるんだから。その金は、ここに5万に足すんですか、造成費。

だって、1区画に1,000万ずつかけて、それに土地代かかったら、あの大変な金額になる  
でしょう。どういう計算して売るんだか知らないけれども、坪5万では合わないですよ。何  
ぼで買ったんだか分からないですけども、これで造成工事に1,000万ずつ、1,000万って、  
1人ずつ1,000万ですよ、これ。そうすると、坪10万だって、1,000万では足りないんですよ、  
あと土地代あるんですから。そうしたら、どうなっちゃうんですか、何ぼで売るつもりなん  
ですか、これ。造成工事は全然関係なくなっちゃうんですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 答えいたします。

まず、この小規模の住宅の分譲をする、今、意味合いというのが、この人口減少というよ  
うな中で、村からの若者の流出を止める。外から、若い方を入れて、この人口減の対策をし

っかりするというのが目的に、5区画、今後は村としても小規模な区画の中で進めていくというふうなことで見えています。

それで、近隣の、今ほど担当の課長からお話がありましたように、近隣の市町村、隣の鏡石町になりますと、区画は少ないんですが、一番少ない金額で400万から五百数十万で区画を売り出すんです。大山ニュータウンについては、5万弱、4万6,000円、3,000円から6,000円ぐらい。春日山、北小屋が6万ぐらいでの販売になっています。

そういう中で、天栄村に来て、若い人がそこで住宅建てられるか建てられないか、この価格の設定は、これからご承認をいただいた中で決めていかなくちゃならない。そう、この購入した土地の費用、工事費、それで入れて割っていくと、15万、坪当たり15万数千円以上の金額にやっぱりなりますが、それでやると全く買手がつきませんので、ふるさと納税を使った形で造成は進めてきましたので、なるべく近隣の市町村、特に町場よりは安く設定をした中で、この人口減対策をしていきたいという思いでいますので、ここはご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） じゃ、造成工事の部分は入らないということですか。そうですね、5万といたんだから、買ってやっていくんだから、土地は買収、役場で一回買ったんだから、それじゃ造成工事の部分は、造成工事は見ないということですか。土地は何ぼで買ったんだか分からないですけども。

あと、今、北小屋団地だって、あれは10万は取られていますよ、これ建て売りで区画で少なくなっているから、計算すると、私、計算した中では、坪10万は取られていますよ、あそこは、建て売りで。だから、それどう考えたって造成工事の分、1軒、約にすると1軒1,000万ずつでしょう、これ造成工事だけで。それ造成工事はなしで、あとの土地代だけで売ることなんですか。

でも、そんなことやって、みんなほかでまた造成工事やって、またその分どこから、自治体から一般財源から出すんですか、これ。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

まず、北小屋については、坪6万6,000円だそうです。北小屋、確認しました。今、確認して、それは確認を取ったので。大山のニュータウンが4万3,000円から4万6,000円ぐらい、4万3,000円だそうです。鏡石が、10万までしているの、鏡石が。だから、それを見てやっていかないと、鏡石が50坪で400万、8万、9万だそうです。鏡石町で、駅のそばで立地のいいところで、商業施設もあって、そこでなものですから、この立地を見て、このまた移住

定住、流出も止める。その中で、大山、北小屋、あそこを見た中で金額は設定していきたいと考えておりますので、そうでないと、なかなか人の呼び込みもできないし、流出も止めることができません。

そのために、工事費については、このふるさと納税の基金を活用させていただいて、この人口減対策を進めていくというふうなことでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） だから、これからあれだと少子化の問題もあるんだから、子どもいる家庭で募集するんですか。それとも、普通に何も関係なく募集するんですか、それは。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

まず、この5区画のうち、前にご説明したのは、1区画はお試し住宅、今、湯本地区には1か所あるんですが、この本庁管内にないというふうなことでお話をしたんですが、いろいろ情報って流れていって、村で分譲地を造るようだよというお話があって、少し問合せが来たりしているものですから、なるべく流出を止めるのと、受入れするというような形で進めていければなと思っております。家を建てたいんだけど、なかなか村内にも、それに見合った土地がないという方もいたり、あとは移住定住、これまでも関係人口を構築していく中で、天栄村に移住したいという方々からもご要望をいただいて、空き家とかも紹介しているんですけども、新たな土地はないですかというお話もいただいたので、本当にごく小規模というような中で進めていきたい。

今、考えているのは、流出と外から受け入れる人口減対策になる方法で進めていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） そうやって土地を安くするんだから、やっぱり子ども2人とか何だか、これから将来性がある、70代の人来たら意味ないでしょう。だから、大里の雇用促進住宅みたく、子どもいる世帯に、最高が30歳まで以下とか何かって決めないと、子どもは増えないんじゃないですか。

それは、もう村長言いたいのは、私もその造成工事のやつは、もうふるさと納税のでやるというから、別に妨げはしないですけども、やっぱり子ども、それ安くする分、それ造成工事かからない分、子ども2人以上なるべくいる家庭に限定したらいいんじゃないですか。それとも、まだ結婚している30歳以下の人限定して、まだ70の人、買いたいといって家建てますからと言われちゃって、意味なくなるでしょう、それで造成工事かけなくしているん

だから、その分安くしているんだから。やっぱりそういう限定して売ったほうがいいと思うんですけども、どうですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

いや、全くそのとおりでございます。今、村側でも考えているのは、そういう若い世代を迎え入れるというふうなことでありますので、それは今回ご承認をいただいた中で、そこについてはきちっと整備はしてまいりますので、今ご指摘のとおり進めて、若い世代を迎え入れると、まだ子どもがいなくても、子どもを今後もうけて、ここに移住定住、定着するというふうな方々で進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） あと、もう一点、22ページの12節、これ自治体システム標準化作業委託料2,452万ってこれがかいんですけれども、これどういうお金になるんですか、これ。

そして、これ何で今頃補正組むんだか、当初予算で何で取らなかったんだか、理由を言ってください。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

自治体の標準化の委託料ですが、今回の予算計上につきましては、国のほうで、地方公共団体に対しまして、標準化対象事務というのが20業務あるんですけれども、住基のシステムとか介護システム、税システムとか年金とか、そういう20業務につきまして、全国全ての地方自治体で標準化の仕様にしようということで、国のほうで、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というのが成立されたことで、令和7年度までに、全ての公共団体が標準化システムに、今、使っているシステムから移行しなくてはいけないということで、当村においても、昨年度から引き続き、5年度、6年度、7年度で完了を目指すように進めているところで、今回計上させていただきました。

何で補正なのかという質問ですが、昨年度、この移行に伴う移行計画というものを作成、委託で作成していただいたんですけれども、当初予算を組む時点では、まだ計画書が出来上がっていませんでしたので、6年度どこまで進められるかというのが、ちょっと分からなかったというところもございまして、国のほうで示している、絶対に6年度中にやるべき部分だけを予算計上、当初では計上させていただいて、計画が3月末に出来上がったので、その計画の中では、もう少し前倒しでできるということなので、その不足分を今回、予算のほうに計上させていただきました。

国のほうで、こちらは義務付けされておりますので、全て100%補助で実施になります。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） こちらのご説明の中に、治山事業、児渡地区というのがあったんですけども、こちら具体的に児渡地区のどの辺か教えていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

治山事業の場所ですが、牧本小学校の西側になります。

それで、令和4年度より実施しているものなのですが、天栄村宅地関連小規模治山復旧事業実施要綱に基づいて受益者1割で進めているものでございます。

この要綱には、今まで対象事業費が上限300万円とする部分がありまして、年度年度で進めてまいりましたが、複数年度で整備をせざるを得ないこともあるということで、安全面からどうなのかなという懸念もありまして、今年度、5月なのですが、要綱のほうの上限を廃止することにしまして、来年度分の工事費も含めて、今年度完了に向けて行うので、今回、増額補正を組んだところでございます。

〔「了解いたしました」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

7 番、小山議員。

○7 番（小山克彦） 23ページの8 款土木費、道路橋りょう費の中の下松本地区県道横断暗渠改修実施設計業務委託料、これについて、どういうふうな工事をするのか、もっと具体的にご説明願います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

こちらにつきましては、調査設計業務委託料で計上しております。

内容といたしましては、役場西側周辺におきまして、過去の大型台風などによりまして、住宅被害、床下浸水などが生じておりまして、地区からも度重なる強い要望を受けていることから、災害発生の予防、拡大防止のための対策が必要であるということで、県と協議、検討を進めてまいりましたが、地域全体の流域での排水調査、確認が必要であることや、今後、保育所の整備もあることから、緊急自然災害防止対策事業債、こちらのほうが県のほうから活用できるとの指導もございましたので、これ以上、浸水を出さないよう防止するために、

横断までの区域の排水対策を調査設計するものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今までの説明ですと、私らは、保育所の移転事業に伴って暗渠の設備をするのかなというふうに思っていたんですけども、説明の段階で、今のような説明してくれないと、何で設計にこんなにお金がかかるのかというのは疑問に思うわけです。

ですから、さきの説明の段階で、これは保育所の暗渠だけでなく、地域のそういう要望があったからというふうなことをつけて説明していただかないと、全く分かりません。今後、注意していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第9、議案第7号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 議案第7号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和6年度天栄村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）

第2条、令和6年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款上水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額550万円の増。

支出。第1款上水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額550万円の増。

（資本的收入及び支出）

第3条、令和6年度天栄村水道事業会計予算第4条に定めた資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款上水道事業資本的收入、第3項補償費、補正予算額300万円の増。

支出。第1款上水道事業資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額300万円の増。

令和6年6月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

27ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的收入及び支出。

収入。1款上水道事業収益、1項営業収益、2目受託工事収益、補正予算額250万円の増。こちらにつきましては、保育所移転整備に伴う消火栓設置工事に係る負担金の収入でございます。

4目負担金、補正予算額300万円の増。こちらにつきましては、白子地区小規模住宅団地造成事業に伴う給水管布設工事に係る負担金の収入でございます。

支出。1款上水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、補正予算額300万円の増。こちらにつきましては、収入でも説明いたしましたが、白子地区小規模住宅団地造成事業に伴う給水管布設工事を6節修繕費に計上しております。

3目受託工事費、補正予算額250万円の増。こちらにつきましては、保育所移転整備に伴う消火栓設置工事費を4節修繕費に計上しております。

資本的收入及び支出。

収入。1款上水道事業資本的收入、3項補償費、1目補償費、補正予算額300万円の増。こちらにつきましては、保育所移転整備に伴う水道管布設工事に係る補償費の収入でございます。

支出。1款上水道事業資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予算額300万円の増。こちらにつきましては、保育所移転整備に伴う水道管布設工事費を1節工事請負費に計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中であります。暫時休議いたします。

（午後 3時52分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時03分）

---

### ◎陳情審査報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第10、陳情審査報告を議題といたします。

陳情につきましては、本定例会初日に総務常任委員会に付託となっていました事件3件について、総務常任委員会委員長からの審査の結果を求めます。

総務常任委員会委員長、吉成議員。

〔総務常任委員会委員長 吉成邦市 登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉成邦市） 令和6年6月13日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会総務常任委員会委員長、吉成邦市。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号 2。

付託月日、令和 6 年 6 月 11 日。

件名、地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書。

審査結果、採択。

委員会の意見、地方自治体には、より新しく極めて多岐にわたる役割が求められている状況にあり、人材不足も深刻化している。よって、2025年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、これらの行政需要を的確に把握するとともに、物価高騰対応や賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財源の確保充実を図るため、国に意見書を提出する。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

受理番号 3。

付託月日、令和 6 年 6 月 11 日。

件名、国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情。

審査結果、採択。

委員会の意見、全国的に学校給食費無償化が大きな流れになってきている中、住んでいる市町村によって保護者の給食費の負担が大きく異なるという問題が起きていること。また、学校給食は教育の一環であることから、給食費の無償化により、全ての児童・生徒が平等な食育を受けることができるよう、国に対し意見書を提出する。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

受理番号 4。

付託月日、令和 6 年 6 月 11 日。

件名、県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情。

審査結果、採択。

委員会の意見、全国的に学校給食費無償化が大きな流れになってきている中、住んでいる市町村によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題が起きていること。また、学校給食は教育の一環であることから、給食費の無償化により、全ての児童・生徒が平等な食育を受けることができるよう、県に対し意見書を提出する。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） 報告が終わりましたので、受理番号 2、地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号3、国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出の陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号4、県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出の陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

#### ◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（大須賀溪仁） 日程第11、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に、総務常任委員会委員長、続いて、産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順により申出願います。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） 令和6年6月13日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会議会運営委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決

定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、吉成議員。

〔総務常任委員会委員長 吉成邦市 登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉成邦市） 令和6年6月13日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会総務常任委員会委員長、吉成邦市。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る研修並びに調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷議員。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要） 令和6年6月13日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る研修並びに調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、馬場議員。

〔議会広報常任委員会委員長 馬場吉信 登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（馬場吉信） 令和6年6月13日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、馬場吉信。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための取材並びに編集及び調査研究、研修。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

### ◎日程の追加

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が3件ございますので、この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 4時16分)

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時17分)

---

**◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（大須賀溪仁） 日程第12、発議案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、吉成議員。

〔3番 吉成邦市 登壇〕

○3番（吉成邦市） 発議案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和6年6月13日。

提出者 天栄村議会議員 吉成 邦市

賛成者 天栄村議会議員 小山 克彦

賛成者 天栄村議会議員 齋藤 寿昭

天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

提出の理由です。

現在、地方自治体は、より新しく極めて多岐にわたる役割が求められている状況にあり、人材不足も深刻化している。

よって2025年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、これらの行政需要を的確に把握すると共に、物価高騰対応や賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財源確保の充実を図るべく、地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出するため。

意見書送付先

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣

なお、意見書については別紙のとおりであります。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第13、発議案第2号 国に対し学校給食費の無償化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、大浦議員。

〔5番 大浦トキ子 登壇〕

○5番（大浦トキ子） 発議案第2号 国に対し学校給食費の無償化を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和6年6月13日。

提出者 天栄村議会議員 大浦トキ子

賛成者 天栄村議会議員 吉成 邦市

賛成者 天栄村議会議員 齋藤 寿昭

天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

提出理由。

公平な食の教育や子育て支援等の観点から、学校給食費の無償化を国が進めるべきであり、それらを求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び政府に対して提出するため。

意見書送付先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

なお、意見書については別紙のとおりであります。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第14、発議案第3号 県に対し学校給食費の無償化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1 番、齋藤議員。

〔1 番 齋藤寿昭 登壇〕

○1 番（齋藤寿昭） 発議案第3号 県に対し学校給食費の無償化を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和6年6月13日。

提出者 天栄村議会議員 齋藤 寿昭

賛成者 天栄村議会議員 大浦トキ子

賛成者 天栄村議会議員 吉成 邦市

天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

提出理由。

県内における学校給食費の無償化や一部補助は拡大しているが、その内容は自治体により様々であり、居住地により保護者の負担は大きく異なっている。

一方、国内でも県単位で支援が広がっており、福島県においても無償化を進めるべきであることから、地方自治法第99条の規定に基づき、県に対して意見書を提出するため。

意見書送付先

福島県知事

福島県教育長

福島県議会議長

なお、意見書については別紙のとおりであります。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

---

#### ◎招集者あいさつ

○議長（大須賀溪仁） ここで招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 令和6年6月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、6月11日から本日までの3日間にわたりまして、令和6年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日成立を見ました補正予算、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、引き続き各種施策に全力で取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） これで招集者挨拶を終わります。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大須賀溪仁）　以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和６年６月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後　４時２７分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 8月27日

議 長 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 小 山 克 彦

署 名 議 員 円 谷 要

## 参 考 資 料

議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

| 議案番号   | 件 名                                                                                  | 議決月日     | 結 果  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|
| 報告 1 号 | 令和 5 年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告について                                                        | 6 月 13 日 | —    |
| 2 号    | 令和 5 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について                                              | 6 月 13 日 | —    |
| 議案 1 号 | 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について                                                          | 6 月 13 日 | 原案可決 |
| 2 号    | 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                                      | 6 月 13 日 | 原案可決 |
| 3 号    | 天栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 6 月 13 日 | 原案可決 |
| 4 号    | 天栄村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                                    | 6 月 13 日 | 原案可決 |
| 5 号    | 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について                                                          | 6 月 13 日 | 原案可決 |
| 6 号    | 令和 6 年度天栄村一般会計補正予算について                                                               | 6 月 13 日 | 原案可決 |
| 7 号    | 令和 6 年度天栄村水道事業会計補正予算について                                                             | 6 月 13 日 | 原案可決 |

議 員 提 出 議 案

| 議案番号   | 件 名                         | 議決月日     | 結 果  |
|--------|-----------------------------|----------|------|
| 発議 1 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について    | 6 月 13 日 | 原案可決 |
| 2 号    | 国に対し学校給食費の無償化を求める意見書の提出について | 6 月 13 日 | 原案可決 |
| 3 号    | 県に対し学校給食費の無償化を求める意見書の提出について | 6 月 13 日 | 原案可決 |

# 陳 情 文 書 表

| 受理番号 | 受 理 年 月 日            | 件 名                                               | 陳情者の住所及び氏名                                                                  | 付託委員会        |
|------|----------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 2    | 令 和 6 年<br>5 月 1 4 日 | 地方財政の充実・強化を求<br>める意見書提出陳情書                        | 福島県須賀川市台18<br>日本労働組合総連合会<br>福島県連合会<br>須賀川地区連合会<br>議長 島田浩光                   | 総 務<br>常任委員会 |
| 3    | 令 和 6 年<br>5 月 1 4 日 | 国に対し「学校給食費無償<br>化を実施することを求め<br>る意見書」提出についての<br>陳情 | 福島県福島市舟場町3<br>-26<br>新日本婦人の会福島県<br>本部気付<br>福島県学校給食費の無<br>償化を求める会<br>代表 井上裕子 | 総 務<br>常任委員会 |
| 4    | 令 和 6 年<br>5 月 1 4 日 | 県に対し「学校給食費無償<br>化を実施することを求め<br>る意見書」提出についての<br>陳情 | 福島県福島市舟場町3<br>-26<br>新日本婦人の会福島県<br>本部気付<br>福島県学校給食費の無<br>償化を求める会<br>代表 井上裕子 | 総 務<br>常任委員会 |

# 陳 情 審 査 結 果

| 受理番号 | 付託年月日                | 件 名                                       | 結 果 |
|------|----------------------|-------------------------------------------|-----|
| 2    | 令 和 6 年<br>6 月 1 1 日 | 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書                    | 採 択 |
| 3    | 令 和 6 年<br>6 月 1 1 日 | 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める<br>意見書」提出についての陳情 | 採 択 |
| 4    | 令 和 6 年<br>6 月 1 1 日 | 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める<br>意見書」提出についての陳情 | 採 択 |